

美里町地域防災計画〔第 1 編～第 3 編〕 新旧対照表

現行	改正案	頁	備考
第 1 編 総則 第 1 節 略 第 2 節 各機関の役割と業務大綱 略 第 1 から第 2 略 第 3 防災機関の業務大綱 1 美里町 (1) 美里町 1 ～ 5 略 6 避難指示等の発令及び避難所の開設 7 ～ 1 8 略 (2) 略 2 略 3 県の機関 (1) から (2) 略 (3) 北部土木事務所 1 略 2 地すべり等危険箇所の情報収集及び予防措置並びに災害復旧工事の施工 3 から 4 略 (4) から (6) 略 (7) 遠田警察署 1 から 7 略 8 危険区域の警備 9 略 4 指定地方行政機関 (1) ～ (7) 略 (8) 仙台管区气象台 1 ～ 4 略 5 市町村が行う避難指示等の発令に関する判断基準・伝達方法マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力 6 ～ 7 略 (9) 略 (1 0) 古川労働基準監督署 1 及び 2 略 3 地すべり危険箇所・崩壊危険箇所等における工事着手前の事前審査(労働安全衛生法第 8 8 条)の強化及び着工後の労働災害防止のための監督指導 4 から 6 略	第 1 編 総則 第 1 節 略 第 2 節 各機関の役割と業務大綱 略 第 1 から第 2 略 第 3 防災機関の業務大綱 1 美里町 (1) 美里町 1 ～ 5 略 6 避難指示等の発令及び避難所の開設 7 ～ 1 8 略 (2) 略 2 略 3 県の機関 (1) から (2) 略 (3) 北部土木事務所 1 略 2 地すべり等危険区域の情報収集及び予防措置並びに災害復旧工事の施工 3 から 4 略 (4) から (6) 略 (7) 遠田警察署 1 から 7 略 8 危険区域の警備 9 略 4 指定地方行政機関 (1) ～ (7) 略 (8) 仙台管区气象台 1 ～ 4 略 5 市町村が行う避難指示等の発令に関する判断基準・伝達方法マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力 6 ～ 7 略 (9) 略 (1 0) 古川労働基準監督署 1 及び 2 略 3 地すべり危険区域・崩壊危険区域等における工事着手前の事前審査(労働安全衛生法第 8 8 条)の強化及び着工後の労働災害防止のための監督指導 4 から 6 略	16 17 18 18 19	字句加える 字句改める 字句改める 字句加える 字句改める

美里町地域防災計画〔第 1 編～第 3 編〕 新旧対照表

現行	改正案	頁	備考
5から9 略 第3節 町の概況 第1 略 第2 町の概要 面積 74.99km² 人口 <u>23、386</u>人（令和5年4月1日現在） 世帯数 <u>9、300</u>世帯（令和5年4月1日現在） 所在地 987－8602 宮城県遠田郡美里町北浦字駒米13番地 第3及び第4 略 第4節 略 第1及び第2 略 第2編 風水害等災害対策編 第1章 災害予防対策 第1節 風水害等災害に強い町土づくり 第1から第2 略 第3 土砂災害予防対策 町及び防災関係機関は、大規模な災害に伴う土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るための危険箇所の実態を調査し、危険箇所における災害防止策を講じるとともに、住民に対して災害の防止について、啓発及び指導を行う。 ■実施機関 防災管財課、建設課、産業振興課、農業委員会事務局、消防団、北部土木事務所、大崎地域広域行政事務組合消防本部 1 略 （1）略 （2） 町の役割	5から9 略 第3節 町の概況 第1 略 第2 町の概要 面積 74.99km² 人口 _____人（令和7年4月1日現在） 世帯数 _____世帯（令和7年4月1日現在） 所在地 987－8602 宮城県遠田郡美里町北浦字駒米13番地 第3及び第4 略 第4節 略 第1及び第2 略 第2編 風水害等災害対策編 第1章 災害予防対策 第1節 風水害等災害に強い町土づくり 第1から第2 略 第3 土砂災害予防対策 町及び防災関係機関は、大規模な災害に伴う土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るための危険区域の実態を調査し、危険区域における災害防止策を講じるとともに、住民に対して災害の防止について、啓発及び指導を行う。 ■実施機関 防災管財課、建設課、産業振興課、農業委員会事務局、消防団、北部土木事務所、大崎地域広域行政事務組合消防本部 1 略 （1）略 （2） 町の役割	23	字句改める
		33	字句改める

美里町地域防災計画〔第 1 編～第 3 編〕 新旧対照表

現行	改正案	頁	備考
町長は、土砂災害の警戒避難体制に関して予め下記事項を定めておく。 イ 地域防災計画において定める事項 （イ） 雨量情報、土砂災害警戒情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度布）、住民からの前兆現象や近隣の土砂災害発生情報等の土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項 （ロ） 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 （ハ） 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項 （ニ） 警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者が利用する施設が存在し、土砂災害時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合は、これらの施設の名称、所在地並びに当該施設の利用者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法 （ホ） 救助に関する事項 （ヘ） 上記に掲げたもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項 ロ 避難__指示等の発令基準及び発令対象区域 ハ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害危険箇所 ニ 上記イ（ロ）のほか、土砂災害に対して安全な指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営体制、開設状況の伝達方法 ホ 上記イ（ニ）のほか、土砂災害時の要配慮者関連施設の名称、所在地及び土砂災害に関する情報、気象情報や避難情報の伝達方法や、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制、要配慮者情報の共有方法 ヘ 土砂災害に係る防災意識の向上方法 土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。 2 急傾斜地崩壊防止施設 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止施設の整備については、本来、がけの所有者あるいは管理者が自ら実施することを原則としているが、本人が実施することが困難あるいは不適当な自然がけについては、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 7 号）に基づき、県が急傾斜地崩壊危険箇所[〓]に指定し、区域内の立木竹の伐採、土石の採取又は集積などの行為を制限し、防災体制の確立を図るとともに、危険度の高い箇所から積極的に防止工事を実施する。 3 盛土による災害防止 略 第 4 風雪害予防対策 略	町長は、土砂災害の警戒避難体制に関して予め下記事項を定めておく。 イ 地域防災計画において定める事項 （イ） 雨量情報、土砂災害警戒情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度布）、住民からの前兆現象や近隣の土砂災害発生情報等の土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項 （ロ） 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 （ハ） 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項 （ニ） 警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者が利用する施設が存在し、土砂災害時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合は、これらの施設の名称、所在地並びに当該施設の利用者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法 （ホ） 救助に関する事項 （ヘ） 上記に掲げたもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項 ロ 避難[〓]指示等の発令基準及び発令対象区域 ハ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害危険区域[〓] ニ 上記イ（ロ）のほか、土砂災害に対して安全な指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営体制、開設状況の伝達方法 ホ 上記イ（ニ）のほか、土砂災害時の要配慮者関連施設の名称、所在地及び土砂災害に関する情報、気象情報や避難情報の伝達方法や、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制、要配慮者情報の共有方法 ヘ 土砂災害に係る防災意識の向上方法 土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。 2 急傾斜地崩壊防止施設 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止施設の整備については、本来、がけの所有者あるいは管理者が自ら実施することを原則としているが、本人が実施することが困難あるいは不適当な自然がけについては、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 7 号）に基づき、県が急傾斜地崩壊危険区域[〓]に指定し、区域内の立木竹の伐採、土石の採取又は集積などの行為を制限し、防災体制の確立を図るとともに、危険度の高い箇所から積極的に防止工事を実施する。 3 盛土による災害防止 略 第 4 風雪害予防対策 略	34	字句加える 字句削る
		34	字句改める

美里町地域防災計画〔第 1 編～第 3 編〕 新旧対照表

現行	改正案	頁	備考
第 5 農業災害予防対策 1 防災措置等 (1) 略 (2) 集落の安全確保 集落の安全確保を図るため、避難路、避難地、延焼遮断帯、防火活動拠点となる農道、農業集落道及び農村公園緑地、緊急時に消防用水や生活用水として取水することができる農業用排水施設、災害時の情報伝達を行うために必要な情報基盤施設について、緊急的な利用も考慮し、整備を推進する。 ・避難路や避難地等の確保 - 緊急__車両の通行及び避難路の確保のための農道・集落道の整備 ・災害拠点整備 - 災害時の避難地や災害対策拠点として活用するための農村公園緑地の整備 ・避難地用地整備 - 被災時の仮設住宅等の建設にも活用できる用地の整備 ・消防用施設の確保 - 防火用水が確保されていない地域での防火用水等の整備 ・集落防災施設整備 - 雨水排水路等の集落の安全のため必要な施設の整備 ・公共施設補強整備 - 防災上補強が必要な既存の<u>橋りょう</u>等の公共施設の整備 ・病虫害防除対策 - 広域的な防除組織(防除協議会議等)の結成と一斉防除体制の強化 ・防災営農技術等の普及 - 災害に対応する技術対策の指導の徹底による災害の未然防止 ・災害情報の伝達施設の確保 - 住民に対する農業情報の提供とともに災害時の情報伝達を行うために必要な防災行政無線の整備 第 2 節 略 第 3 節 略 第 4 節 ライフライン施設等の予防対策 大規模な災害の発生により町民生活に直結する上下水道、電力、ガス、電話等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市の機能が麻痺し、避難や救援・救出活動の応急対策を実施する上での大きな支障となるだけでなく、町民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。 このような事態を極力避けるため、ライフライン関係機関においては、各施設の被害を最小限に食い止めるための浸水防止対策、代替施設の確保及び系統の多ルート化等を進めるなど、大規模な災害による被害軽減のための諸施策を実施する。 ■実施機関	第 5 農業災害予防対策 1 防災措置等 (1) 略 (2) 集落の安全確保 集落の安全確保を図るため、避難路、避難地、延焼遮断帯、防火活動拠点となる農道、農業集落道及び農村公園緑地、緊急時に消防用水や生活用水として取水することができる農業用排水施設、災害時の情報伝達を行うために必要な情報基盤施設について、緊急的な利用も考慮し、整備を推進する。 ・避難路や避難地等の確保 - 緊急<u>通行</u>車両の通行及び避難路の確保のための農道・集落道の整備 ・災害拠点整備 - 災害時の避難地や災害対策拠点として活用するための農村公園緑地の整備 ・避難地用地整備 - 被災時の仮設住宅等の建設にも活用できる用地の整備 ・消防用施設の確保 - 防火用水が確保されていない地域での防火用水等の整備 ・集落防災施設整備 - 雨水排水路等の集落の安全のため必要な施設の整備 ・公共施設補強整備 - 防災上補強が必要な既存の<u>橋梁</u>等の公共施設の整備 ・病虫害防除対策 - 広域的な防除組織(防除協議会議等)の結成と一斉防除体制の強化 ・防災営農技術等の普及 - 災害に対応する技術対策の指導の徹底による災害の未然防止 ・災害情報の伝達施設の確保 - 住民に対する農業情報の提供とともに災害時の情報伝達を行うために必要な防災行政無線の整備 第 2 節 略 第 3 節 略 第 4 節 ライフライン施設等の予防対策 大規模な災害の発生により町民生活に直結する上下水道、電力、ガス、電話等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市の機能が麻痺し、避難や救援・救出活動の応急対策を実施する上での大きな支障となるだけでなく、町民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。 このような事態を極力避けるため、ライフライン関係機関においては、各施設の被害を最小限に食い止めるための浸水防止対策、代替施設の確保及び系統の多ルート化等を進めるなど、大規模な災害による被害軽減のための諸施策を実施する。 ■実施機関	36	字句加える
		36	字句改める

美里町地域防災計画〔第 1 編～第 3 編〕 新旧対照表

現行		改正案		頁	備考
水道事業所、下水道課、建設課、町民生活課、大崎広域水道事務所、中南部下水道事務所、北部地方振興事務所、東日本電信電話㈱、東北電力ネットワーク㈱古川電力センター、（一社）宮城県ＬＰガス協会（大崎第二支部）、古川ガス㈱、仙台プロパン㈱		水道事業所、下水道課、建設課、町民生活課、大崎広域水道事務所、中南部下水道事務所、北部地方振興事務所、東日本電信電話㈱、東北電力ネットワーク㈱古川電力センター、（一社）宮城県ＬＰガス協会（大崎第二支部）、古川ガス㈱、仙台プロパン㈱		39	字句改める
第 1 水道施設 1 水道施設の設計強化 町は、災害時においても断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能とすることを基本として、貯水・取水・浄水施設、導水管・送水管・配水幹線及び配水池など基幹施設並びに避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路について、地盤の状況及び水害、土砂崩れ等による被害のおそれ並びに過去の被害状況を考慮し、施設の新設、改善等計画的な整備を行う。 また、緊急時に応急給水用の水を確保できるよう、配水池容量の拡大、緊急遮断弁の設置及び応急給水施設の整備等を計画的に推進する。 町水道事業管理者は、水道施設のバックアップ機能として、水源の複数化、送水管・配水幹線の相互連絡、配水管網のブロック化を図るとともに、水道事業の給水区域相互間の連絡管整備を推進する。 町水道事業管理者等は、水道施設の日常の保守点検とあわせて、地盤の不良箇所や周囲の土砂崩れ等の危険箇所¹⁾の把握に努める。 2から4 略		第 1 水道施設 1 水道施設の設計強化 町は、災害時においても断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能とすることを基本として、貯水・取水・浄水施設、導水管・送水管・配水幹線及び配水池など基幹施設並びに避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路について、地盤の状況及び水害、土砂崩れ等による被害のおそれ並びに過去の被害状況を考慮し、施設の新設、改善等計画的な整備を行う。 また、緊急時に応急給水用の水を確保できるよう、配水池容量の拡大、緊急遮断弁の設置及び応急給水施設の整備等を計画的に推進する。 町水道事業管理者は、水道施設のバックアップ機能として、水源の複数化、送水管・配水幹線の相互連絡、配水管網のブロック化を図るとともに、水道事業の給水区域相互間の連絡管整備を推進する。 町水道事業管理者等は、水道施設の日常の保守点検とあわせて、地盤の不良箇所や周囲の土砂崩れ等の危険区域²⁾の把握に努める。 2から4 略			
第2から7 略		第2から7 略			
第5節 情報通信連絡網の整備 大規模な災害時には、ＮＴＴ回線等通信回線の不通あるいはふくそうといった事態が予想されることから、町及び防災関係機関は、情報収集、伝達手段の複数化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実を図り、災害時の応急対策を迅速に推進する。 ■実施機関 防災管財課、総務課、宮城県復興・危機管理総務課、電気通信事業者		第5節 情報通信連絡網の整備 大規模な災害時には、ＮＴＴ回線等通信回線の不通あるいはふくそうといった事態が予想されることから、町及び防災関係機関は、情報収集、伝達手段の複数化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実を図り、災害時の応急対策を迅速に推進する。 ■実施機関 防災管財課、総務課、宮城県防災推進課、電気通信事業者			
第1～第4 略		第1～第4 略		43	字句改める
第6から8節 略		第6から8節 略			
第9節 医療救護体制・福祉支援体制の整備 略		第9節 医療救護体制・福祉支援体制の整備 略			
第1 略		第1 略			
第2 搬送体制の確立 1 救急車による搬送		第2 搬送体制の確立 1 救急車による搬送			

美里町地域防災計画〔第1編～第3編〕 新旧対照表

現行	改正案	頁	備考
災害時においては、多くの負傷者の発生が予想されるため、大崎地域広域行政事務組合消防本部は、救急車による救出及び救助した負傷者の搬送体制の強化に努める ２　ヘリコプターによる搬送 災害の発生により、負傷者等の搬送で緊急を要する場合は、県にヘリコプターによる搬送を要請する。	災害時においては、多くの要救助者の発生が予想されるため、大崎地域広域行政事務組合消防本部は、救急車による救出及び救助した要救助者の搬送体制の強化に努める ２　ヘリコプターによる搬送 災害の発生により、要救助者等の搬送で緊急を要する場合は、県にヘリコプターによる搬送を要請する。	50 50 50	字句改める 字句改める 字句改める
第３から７　略	第３から７　略		
第１０節　緊急輸送体制の整備 略	第１０節　緊急輸送体制の整備 略		
第１　緊急輸送道路の確保 １　緊急輸送道路ネットワーク計画の策定、関係施設の整備 それぞれの道路管理者は、関係機関と協議し災害発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するため、事前に特に重要となる道路（以下「緊急輸送道路」という。）を策定し、これらを有機的に連結させた緊急輸送道路ネットワーク計画を策定するとともに、当該道路の防災対策、震災対策の計画を定め整備を図る。 ・第一次緊急輸送道路 国道１０８号、国道３４６号 ・第二次緊急輸送道路 _____主要地方道鹿島台高清水線、一般県道鳴瀬南郷線、一般県道小牛田停車場線 ・第三次緊急輸送道路 一般県道涌谷三本木線	第１　略 １　緊急輸送道路ネットワーク計画の策定、関係施設の整備 それぞれの道路管理者は、関係機関と協議し災害発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するため、事前に特に重要となる道路（以下「緊急輸送道路」という。）を策定し、これらを有機的に連結させた緊急輸送道路ネットワーク計画を策定するとともに、当該道路の防災対策、震災対策の計画を定め整備を図る。 ・第一次緊急輸送道路 国道１０８号、_____ ・第二次緊急輸送道路 国道３４６号、主要地方道鹿島台高清水線、一般県道鳴瀬南郷線、一般県道小牛田停車場線 ・第三次緊急輸送道路 一般県道涌谷三本木線	52	字句削る 字句加える
２　交通規制等交通管理体制の整備	２　略		
３　交通規制等交通管理体制の整備 警察は、緊急交通路を確保するため、必要な安全施設の整備事業又は交通管理対策に関して定める。 (１)　交通規制計画 交通規制計画の策定に当たっては、次に掲げる道路について、避難計画、緊急輸送計画、道路啓計画及び隣接する県警察等の交通規制計画と整合性のとれた計画を策定する。 ・警視庁が指定する広域交通規制対象道路 ・緊急交通路、避難路その他の防災上重要な幹線道路 ・避難場所等防災上重要な施設の周辺道路 ・がけ崩れ等の発生が予想される施設の周辺道路 ・その他防災上交通規制計画を策定しておく必要のある道路	３　交通規制等交通管理体制の整備 警察は、緊急交通路を確保するため、必要な安全施設の整備事業又は交通管理対策に関して定める。 (１)　交通規制計画 交通規制計画の策定に当たっては、次に掲げる道路について、避難計画、緊急輸送計画、道路啓計画及び隣接する県警察等の交通規制計画と整合性のとれた計画を策定する。 ・_____広域交通規制対象道路 ・_____避難路その他の防災上重要な幹線道路 ・避難場所等防災上重要な施設の周辺道路 ・がけ崩れ等の発生が予想される施設の周辺道路 ・その他防災上交通規制計画を策定しておく必要のある道路	53	字句削る
(２)　略	(２)　略		
第２　緊急輸送体制 (１)　緊急通行車両等の事前届出・確認手続	第２　緊急輸送体制 (１)　緊急通行車両_____の確認申出と標章等の受理	53	字句削る

美里町地域防災計画〔第 1 編～第 3 編〕 新旧対照表

現行	改正案	頁	備考
<u>町は、災害対策用の車両として、公用車については緊急通行車両等の事前届出を行うものとする。</u> 県警察本部は、緊急通行の交通需要を事前に把握するとともに、災害時における確認事務処理を省力化、効率化するため緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領に基づき行う。 (2)から(5) 略 第 1 1 節 避難対策 大規模な災害時には、火災等二次災害により、避難者が多数発生するおそれがある。このため、町は、事前に、緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所、そして、ある程度の設備が整っている小・中学校等の避難所、その他避難先へ向かう避難路等について、発災の際速やかに開設、運営ができるようにそれぞれ指定する。 また、避難所の運営管理にあたっては、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとなるよう努めるほか、避難の長期化等必要に応じたプライバシーの確保、年齢別・性別等による視点やニーズの違い等を把握し、適切に配慮する。 さらに、愛玩動物の避難についても、可能な限り対応する。 ■実施機関 防災管財課、町民生活課、まちづくり推進課、健康福祉課、長寿支援課、教育総務課、建設課、子ども家庭課、産業振興課 第 1 避難誘導体制 町は、避難__指示等の発令について、避難__指示等の発令に関する判断基準・伝達方法マニュアルの基準に基づいて実施する。また、避難誘導にあたっては、避難場所及び避難路をあらかじめ指定し、円滑な避難のため、日頃から住民への周知徹底を図るとともに、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため地域住民、自主防災組織等のコミュニティを活かした避難活動を促進する。 避難誘導は以下の避難体制に従い実施する。 ・誘導責任者は町職員、消防団、交通安全指導隊、消防職員、警察官とする。 ・誘導員は当該地域の自主防災組織リーダー等とする。 ・町職員を避難場所及び危険区域に配置する。 ・町長は、警察署等に開設する避難場所等を連絡し、危険区域の警戒及び避難誘導の応援を要請する。 第 2 水害、土砂災害における避難情報 1 略 2 避難__指示等の発令対象区域の設定 (1) 水害 町は、洪水予報河川と水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難__指示等の発令基準を設定する。また、	<u>町が保有する車両等で、災対法第 5 0 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、災害発災前にあらかじめ緊急通行車両の確認の申出を行い、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受けるものとする。</u> 県警察本部は、緊急通行の交通需要を事前に把握するとともに、災害時における確認事務処理を省力化、効率化するため緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領に基づき行う。 第 1 1 節 避難対策 変更なし 第 1 避難誘導体制 町は、避難〇指示等の発令について、避難〇指示等の発令に関する判断基準・伝達方法マニュアルの基準に基づいて実施する。また、避難誘導にあたっては、避難場所及び避難路をあらかじめ指定し、円滑な避難のため、日頃から住民への周知徹底を図るとともに、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため地域住民、自主防災組織等のコミュニティを活かした避難活動を促進する。 避難誘導は以下の避難体制に従い実施する。 ・誘導責任者は町職員、消防団、交通安全指導隊、消防職員、警察官とする。 ・誘導員は当該地域の自主防災組織リーダー等とする。 ・町職員を避難場所及び危険区域に配置する。 ・町長は、警察署等に開設する避難場所等を連絡し、危険区域の警戒及び避難誘導の応援を要請する。 第 2 水害、土砂災害における避難情報 1 略 2 避難〇指示等の発令対象区域の設定 (1) 水害 町は、洪水予報河川と水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難〇指示等の発令基準を設定する。また、	53	字句改める
		54	字句加える
		56	字句加える
			字句加える

美里町地域防災計画〔第 1 編～第 3 編〕 新旧対照表

現行	改正案	頁	備考
避難__指示等の発令対象区域については、水防法に基づき公表されている洪水浸水想定区域を参考に、区域を設定する。 その他河川については、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについて、洪水予報河川と水位周知河川と同様に具体的な避難__指示等の発令基準を策定する。また、避難__指示等の発令対象区域については、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ地形や過去の浸水実績等の情報も活用し、それぞれの河川の特性に応じて区域を設定する。 洪水浸水想定区域は、最大水深を公表しているものであるため、実際の避難__指示等の発令においては、発令時の河川の状況や決壊等のおそれのある地点等を考慮する必要があることから、町は、河川管理者が算定した洪水規模別、破堤地点別に浸水が想定される区域を、あらかじめ把握しておくことが望ましい。また、大河川の下流部等では、同一の浸水区域内においても氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合がある。そのような場合は、到達時間に応じて避難__指示等の発令対象区域を徐々に広げていくという方法も考えられる。 なお、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に情報絞って避難情報の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。 (2) 土砂災害 町は、土砂災害の避難__指示等の発令対象区域は、危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とすることが望ましく、土砂災害警戒区域・危険箇所等を避難情報の発令の対象要素として定めておきつつ、発令時には、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害））の危険度分布で危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難情報を発令することを基本とする。また、状況に応じて、その周辺区域も含めて避難__指示等を発令することを検討する。 第3から4 略 第5 教育機関における対応 1 児童生徒等の安全対策 (1) 引渡しに関するルールの方策 学校は、災害時における、児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ策定し、町及び教育委員会は、その把握に努める。 (2) 安全確保対策の検討 学校等の校長又は園長(以下「校長等」という。)は、災害時又は町等が避難__指示等の発令を行った場合等における、児童生徒等の安全の確保を図るための対策をあらかじめ検討する。 (3) 引渡し対応の検討 学校等の校長等は、児童生徒等の引渡しにおいて、平常時から家庭の状況を把握し、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校等に留めるなどの事前の協議・確認を行うとともに、登下校園中に災害が発生した場合の対応や、児童生徒等を引渡さず、保護者とともに学校等に留まることや避難行動を促すなどの対応等も併せて検討する。 2 連絡・連携体制の構築	避難の指示等の発令対象区域については、水防法に基づき公表されている洪水浸水想定区域を参考に、区域を設定する。 その他河川については、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについて、洪水予報河川と水位周知河川と同様に具体的な避難の指示等の発令基準を策定する。また、避難の指示等の発令対象区域については、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ地形や過去の浸水実績等の情報も活用し、それぞれの河川の特性に応じて区域を設定する。 洪水浸水想定区域は、最大水深を公表しているものであるため、実際の避難の指示等の発令においては、発令時の河川の状況や決壊等のおそれのある地点等を考慮する必要があることから、町は、河川管理者が算定した洪水規模別、破堤地点別に浸水が想定される区域を、あらかじめ把握しておくことが望ましい。また、大河川の下流部等では、同一の浸水区域内においても氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合がある。そのような場合は、到達時間に応じて避難の指示等の発令対象区域を徐々に広げていくという方法も考えられる。 なお、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に情報絞って避難情報の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。 (2) 土砂災害 町は、土砂災害の避難の指示等の発令対象区域は、危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とすることが望ましく、土砂災害警戒区域・危険区域等を避難情報の発令の対象要素として定めておきつつ、発令時には、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害））の危険度分布で危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険区域等に情報を発令することを基本とする。また、状況に応じて、その周辺区域も含めて避難の指示等を発令することを検討する。 第3から4 略 第5 教育機関における対応 1 児童生徒等の安全対策 (1) 引渡しに関するルールの方策 学校は、災害時における、児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ策定し、町及び教育委員会は、その把握に努める。 (2) 安全確保対策の検討 学校等の校長又は園長(以下「校長等」という。)は、災害時又は町等が避難の指示等の発令を行った場合等における、児童生徒等の安全の確保を図るための対策をあらかじめ検討する。 (3) 引渡し対応の検討 学校等の校長等は、児童生徒等の引渡しにおいて、平常時から家庭の状況を把握し、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校等に留めるなどの事前の協議・確認を行うとともに、登下校園中に災害が発生した場合の対応や、児童生徒等を引渡さず、保護者とともに学校等に留まることや避難行動を促すなどの対応等も併せて検討する。 2 連絡・連携体制の構築		字句加える 字句加える 字句加える 字句加える 字句加える 56 字句加える 字句改める 字句改める 字句加える 60 字句加える

美里町地域防災計画〔第 1 編～第 3 編〕 新旧対照表

現行	改正案	頁	備考
町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。 第 6 避難路の確保 町は、指定緊急避難場所、指定避難所への避難路等を明確にし、指定する場合、次の事項に留意する。また、避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設（ブロック塀等）については、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。 ・十分な幅員があること。 ・万一に備えた複数路の経路の確保を考慮すること。 ・崖崩れ等の危険箇所を通過しない経路であること。 第 7 避難計画の整備 1 町の対応 町は、次の事項に留意し、避難計画を整備する。 ・避難指示等を行う基準及び伝達方法 ・指定緊急避難所の名称、所在地、収容人員 ・指定避難所の名称、所在地、収容人員 ・避難路及び誘導方法 2 略 第 8 略 第 9 応急仮設住宅対策 町は事前に、応急仮設住宅の建設に関し、______公有地等建設可能な場所を選定し、仮設住宅整備計画を策定する。 【資料】 応急仮設住宅設置予定場所一覧（略） _____ _____ _____ 第 1 0 略 第 1 2 節から 1 6 節 略 第 1 7 節 防災知識の普及 自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時は自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」	町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。 第 6 避難路の確保 町は、指定緊急避難場所、指定避難所への避難路等を明確にし、指定する場合、次の事項に留意する。また、避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設（ブロック塀等）については、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。 ・十分な幅員があること。 ・万一に備えた複数路の経路の確保を考慮すること。 ・崖崩れ等の危険区域を通過しない経路であること。 第 7 避難計画の整備 1 町の対応 町は、次の事項に留意し、避難計画を整備する。 ・避難の指示等を行う基準及び伝達方法 ・指定緊急避難所の名称、所在地、収容人員 ・指定避難所の名称、所在地、収容人員 ・避難路及び誘導方法 2 略 第 8 略 第 9 応急仮設住宅対策 町は事前に、応急仮設住宅の建設に関し、<u>各種災害に対する安全性に配慮した</u>公有地等建設可能な場所を選定し、仮設住宅整備計画を策定する。 【資料】 応急仮設住宅設置予定場所一覧（略） <u>また、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等を把握するとともに、県が「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を締結した団体等と連携を図って応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備をするよう供給体制の整備に努める。</u> 第 1 0 略 第 1 2 節から 1 6 節 略 第 1 7 節 防災知識の普及 自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時は自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」	60	字句改める
		60	字句加える
		61	字句加える

美里町地域防災計画〔第 1 編～第 3 編〕 新旧対照表

現行		改正案		頁	備考								
という防災の基本に基づき、近隣の<u>負傷者</u>・要配慮者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、町等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。 町及び防災関係機関は、所属職員に対し、マニュアル等の作成・配布、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的に与えるなど、防災知識の普及に努める。 ■実施機関 防災管財課、教育総務課、子ども家庭課、まちづくり推進課、幼稚園、小中学校、保育所、大崎地域広域行政事務組合消防本部、消防団、消防団後援会連合会、婦人防火クラブ連合会、自主防災組織		という防災の基本に基づき、近隣の<u>要救助者</u>・要配慮者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、町等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。 町及び防災関係機関は、所属職員に対し、マニュアル等の作成・配布、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的に与えるなど、防災知識の普及に努める。 ■実施機関 防災管財課、教育総務課、子ども家庭課、まちづくり推進課、幼稚園、小中学校、保育所、大崎地域広域行政事務組合消防本部、消防団、消防団後援会連合会、婦人防火クラブ連合会、自主防災組織		71	字句改める								
第 1 防災知識の普及、徹底 1～2 略 3 普及内容 町は、次の事項について普及に努める。 <table><tr><td>平素の心得</td><td> ・家屋等の点検（家具・ブロック塀等の転倒防止） ・火災の防止 ・応急救護の修得（救命講習会の開催） ・ハザードマップの内容確認 ・最低 3 日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備等家庭での予防・安全対策 ・燃料の残量の把握、予備燃料等の確保・備蓄 ・注意報・警報発令時や避難<u> </u>指示等の発令時にとるべき行動 ・飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 ・避難場所での行動等防災知識 ・災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル「1 7 1」や災害用伝言板「w e b 1 7 1」等の利用 </td></tr><tr><td>災害時の心得</td><td> ・情報の収集方法 ・自主避難 ・家屋等の補修 ・非常品の持出し </td></tr></table>		平素の心得	・家屋等の点検（家具・ブロック塀等の転倒防止） ・火災の防止 ・応急救護の修得（救命講習会の開催） ・ハザードマップの内容確認 ・最低 3 日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備等家庭での予防・安全対策 ・燃料の残量の把握、予備燃料等の確保・備蓄 ・注意報・警報発令時や避難<u> </u>指示等の発令時にとるべき行動 ・飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 ・避難場所での行動等防災知識 ・災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル「1 7 1」や災害用伝言板「w e b 1 7 1」等の利用	災害時の心得	・情報の収集方法 ・自主避難 ・家屋等の補修 ・非常品の持出し	第 1 防災知識の普及、徹底 1～2 略 3 普及内容 町は、次の事項について普及に努める。 <table><tr><td>平素の心得</td><td> ・家屋等の点検（家具・ブロック塀等の転倒防止） ・火災の防止 ・応急救護の修得（救命講習会の開催） ・ハザードマップの内容確認 ・最低 3 日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備等家庭での予防・安全対策 ・燃料の残量の把握、予備燃料等の確保・備蓄 ・注意報・警報発令時や避難<u>の</u>指示等の発令時にとるべき行動 ・飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 ・避難場所での行動等防災知識 ・災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル「1 7 1」や災害用伝言板「w e b 1 7 1」等の利用 </td></tr><tr><td>災害時の心得</td><td> ・情報の収集方法 ・自主避難 ・家屋等の補修 ・非常品の持出し </td></tr></table>		平素の心得	・家屋等の点検（家具・ブロック塀等の転倒防止） ・火災の防止 ・応急救護の修得（救命講習会の開催） ・ハザードマップの内容確認 ・最低 3 日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備等家庭での予防・安全対策 ・燃料の残量の把握、予備燃料等の確保・備蓄 ・注意報・警報発令時や避難<u>の</u>指示等の発令時にとるべき行動 ・飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 ・避難場所での行動等防災知識 ・災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル「1 7 1」や災害用伝言板「w e b 1 7 1」等の利用	災害時の心得	・情報の収集方法 ・自主避難 ・家屋等の補修 ・非常品の持出し	72	字句加える
平素の心得	・家屋等の点検（家具・ブロック塀等の転倒防止） ・火災の防止 ・応急救護の修得（救命講習会の開催） ・ハザードマップの内容確認 ・最低 3 日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備等家庭での予防・安全対策 ・燃料の残量の把握、予備燃料等の確保・備蓄 ・注意報・警報発令時や避難<u> </u>指示等の発令時にとるべき行動 ・飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 ・避難場所での行動等防災知識 ・災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル「1 7 1」や災害用伝言板「w e b 1 7 1」等の利用												
災害時の心得	・情報の収集方法 ・自主避難 ・家屋等の補修 ・非常品の持出し												
平素の心得	・家屋等の点検（家具・ブロック塀等の転倒防止） ・火災の防止 ・応急救護の修得（救命講習会の開催） ・ハザードマップの内容確認 ・最低 3 日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備等家庭での予防・安全対策 ・燃料の残量の把握、予備燃料等の確保・備蓄 ・注意報・警報発令時や避難<u>の</u>指示等の発令時にとるべき行動 ・飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 ・避難場所での行動等防災知識 ・災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル「1 7 1」や災害用伝言板「w e b 1 7 1」等の利用												
災害時の心得	・情報の収集方法 ・自主避難 ・家屋等の補修 ・非常品の持出し												
4 略 第 2 略 第 3 町民の取り組み 被害の大きさは町民の心構えや備えによって大きく異なることから、町民は被害の軽減や最小化につながるよう普段から家屋等の点検、最低 3 日間の食料及び飲料水等の備蓄、家族内の連絡体制、避難先及び非常持ち出し用品の確認などを行うとともに、地域での自主防災組織の		4 略 第 2 略 第 3 町民の取り組み 被害の大きさは町民の心構えや備えによって大きく異なることから、町民は被害の軽減や最小化につながるよう普段から家屋等の点検、最低 3 日間の食料及び飲料水等の備蓄、家族内の連絡体制、避難先及び非常持ち出し用品の確認などを行うとともに、地域での自主防災組織の											

美里町地域防災計画〔第1編～第3編〕 新旧対照表

現行	改正案	頁	備考																
活動やボランティア活動への積極的な参加や、災害に関する正しい知識、過去の災害事例などの防災知識の習得に努める。また、「自助」「共助」の <u>の</u> 意識を持ち、一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動する、初期消火を行う、近隣の <u>負傷者</u> 及び避難行動要支援者を助けるなどの、防災への寄与に努める。	活動やボランティア活動への積極的な参加や、災害に関する正しい知識、過去の災害事例などの防災知識の習得に努める。また、「自助」「共助」の <u> </u> 意識を持ち、一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動する、初期消火を行う、近隣の <u>要救助者</u> 及び避難行動要支援者を助けるなどの、防災への寄与に努める。	73	字句削る 字句改める																
第 4 略	第 4 略																		
第 1 8 節 地域における防災体制	第 1 8 節 地域における防災体制																		
略	略																		
第 1 から 2 略	第 1 から 2 略																		
第 3 自主防災組織の活動	第 3 自主防災組織の活動																		
1 平常時の活動	1 平常時の活動																		
(1) 訓練の実施等	(1) 訓練の実施等																		
自主防災組織は、災害が発生したときに適切な措置をとることができるよう、町、関係機関と協力し、次の防災訓練等を実施するとともに、県、町等が実施する防災訓練へ参加する。	自主防災組織は、災害が発生したときに適切な措置をとることができるよう、町、関係機関と協力し、次の防災訓練等を実施するとともに、県、町等が実施する防災訓練へ参加する。																		
<table><tr><td>消火訓練</td><td>火災の拡大、延焼を防ぐため、消防用機器を使用して初期消火に必要な技能等の取得及び維持を目的に防災訓練を地区別に実施する。</td></tr><tr><td>避難訓練</td><td>避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。</td></tr><tr><td>救出・救護訓練</td><td>家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者の救出活動及び<u>負傷者</u>に対する応急手当の方法等を習得する。</td></tr><tr><td>その他訓練</td><td>炊き出し訓練、給水訓練、地域性を考慮した各種訓練</td></tr></table>	消火訓練	火災の拡大、延焼を防ぐため、消防用機器を使用して初期消火に必要な技能等の取得及び維持を目的に防災訓練を地区別に実施する。	避難訓練	避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。	救出・救護訓練	家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者の救出活動及び <u>負傷者</u> に対する応急手当の方法等を習得する。	その他訓練	炊き出し訓練、給水訓練、地域性を考慮した各種訓練	<table><tr><td>消火訓練</td><td>火災の拡大、延焼を防ぐため、消防用機器を使用して初期消火に必要な技能等の取得及び維持を目的に防災訓練を地区別に実施する。</td></tr><tr><td>避難訓練</td><td>避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。</td></tr><tr><td>救出・救護訓練</td><td>家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者の救出活動及び<u>要救助者</u>に対する応急手当の方法等を習得する。</td></tr><tr><td>その他訓練</td><td>炊き出し訓練、給水訓練、地域性を考慮した各種訓練</td></tr></table>	消火訓練	火災の拡大、延焼を防ぐため、消防用機器を使用して初期消火に必要な技能等の取得及び維持を目的に防災訓練を地区別に実施する。	避難訓練	避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。	救出・救護訓練	家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者の救出活動及び <u>要救助者</u> に対する応急手当の方法等を習得する。	その他訓練	炊き出し訓練、給水訓練、地域性を考慮した各種訓練	75	字句改める
消火訓練	火災の拡大、延焼を防ぐため、消防用機器を使用して初期消火に必要な技能等の取得及び維持を目的に防災訓練を地区別に実施する。																		
避難訓練	避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。																		
救出・救護訓練	家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者の救出活動及び <u>負傷者</u> に対する応急手当の方法等を習得する。																		
その他訓練	炊き出し訓練、給水訓練、地域性を考慮した各種訓練																		
消火訓練	火災の拡大、延焼を防ぐため、消防用機器を使用して初期消火に必要な技能等の取得及び維持を目的に防災訓練を地区別に実施する。																		
避難訓練	避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。																		
救出・救護訓練	家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者の救出活動及び <u>要救助者</u> に対する応急手当の方法等を習得する。																		
その他訓練	炊き出し訓練、給水訓練、地域性を考慮した各種訓練																		
(2) 略	(2) 略																		
(3) 防災点検の実施	(3) 防災点検の実施																		
災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるため、自主防災組織として定期的に地域の組織体制や防災備品、危険 <u>地区</u> 等の防災点検を実施する。	災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるため、自主防災組織として定期的に地域の組織体制や防災備品、危険 <u>区域</u> 等の防災点検を実施する。	75	字句改める																
(4) 略	(4) 略																		
2 災害時の活動	2 災害時の活動																		
(1)～(2) 略	(1)～(2) 略																		
(3) 救出・救護活動の実施	(3) 救出・救護活動の実施																		
自主防災組織は、がけ崩れ等により建物の下敷きになった者が発生した時や床下浸水等の水害が発生した時は、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。また、自主防災組織をもってしても救出できない者については、防災関係機関の活動に委ねることになるので、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。さらに、 <u>負傷者</u> に対しては応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは医療救護所等へ搬送する。このため、地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認しておく。	自主防災組織は、がけ崩れ等により建物の下敷きになった者が発生した時や床下浸水等の水害が発生した時は、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。また、自主防災組織をもってしても救出できない者については、防災関係機関の活動に委ねることになるので、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。さらに、 <u>要救助者</u> に対しては応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは医療救護所等へ搬送する。このため、地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認しておく。	76	字句改める																
(4) 避難の実施	(4) 避難の実施																		
町長 <u>の避難指示等</u> 若しくは警察官等から避難 <u> </u> 指示 <u> </u> が <u>出された</u> 場合には、住民に対して周知	町長_____若しくは警察官等から避難 <u>の</u> 指示 <u>等</u> が <u>行われた</u> 場合には、住民に対して周知	76	字句削る																

美里町地域防災計画〔第1編～第3編〕 新旧対照表

[illegible]

美里町地域防災計画〔第 1 編～第 3 編〕 新旧対照表

現行		改正案		頁	備考											
第 1 節 防災気象情報の伝達 気象・地象・水象等による被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが重要である。また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災関係機関は、緊密な連携のもと、災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。 町は、広報車、防災行政無線及びＳＮＳ等を活用し、また、自主防災組織を通じて気象情報等の周知を図る。 気象庁は、平成２５年８月から、大規模な災害の発生が切迫していることを伝えるために新たに「特別警報」の運用を始めた。 町が特別警報の伝達を受けた時は、直ちに住民に伝達するものとする。 ■実施機関 防災班、管理班、広報班、仙台管区気象台、県復興・危機管理総務課、土木部防災砂防課、河川課、北部土木事務所、北上川下流河川事務所 ※実施機関欄の班表示は、本章、「第２節 防災活動体制」、「第２ 災害対策本部」、「７ 災害対策本部の組織及び分掌事務」による。 第 1 防災気象情報の伝達周知 1 気象業務法に基づき、仙台管区気象台が発表する防災気象情報 <table><tr><th>種 類</th><th>概 要</th></tr><tr><td rowspan="6">特 別 警 報</td><td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当</td></tr><tr><td>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td></tr><tr><td>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td></tr><tr><td>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。</td></tr><tr><td>波浪特別警報</td><td>高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td></tr><tr><td>高潮特別警報</td><td>台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当</td></tr></table> 「特別警報」は警報の基準をはるかに超える状況で発表される。既に災害が発生している場合もあり得るため、必要な措置は「特別警報」が発表される前にすべて完了していることが基本		種 類	概 要	特 別 警 報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当	第 1 節 防災気象情報の伝達略 第 1 防災気象情報の伝達周知 1 気象業務法に基づき、仙台管区気象台が発表する防災気象情報			
種 類	概 要															
特 別 警 報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当															
	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。															
	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。															
	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。															
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。														
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当														

美里町地域防災計画〔第 1 編～第 3 編〕 新旧対照表

現行				改正案	頁	備考
	警 報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当			
		洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当			
		大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。			
		暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。			
		暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。			
		波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。			
		高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当			
	注 意 報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。			
		洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。			
		大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。			
		強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。			
		風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。			
		波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。			
		高潮注意報	台風や低気圧等により海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマ			

美里町地域防災計画〔第 1 編～第 3 編〕 新旧対照表

現行				改正案	頁	備考
注 意 報			ツブによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。 高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当			
	濃霧注意報		濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。			
	雷注意報		落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。			
	乾燥注意報		空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。			
	なだれ注意報		「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。			
	着雪（氷）注意報		著しい着雪（氷）により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。			
	融雪注意報		融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等 が発生するおそれがあるとときに発表される。			
	霜注意報		霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。			
	低温注意報		低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。			
	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）		大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で 1 k m 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 1 0 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当 ※「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル 5 緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用			
	浸水キキクル（大雨警報（浸水災害）の危険度分布）		短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で 1			

美里町地域防災計画〔第 1 編～第 3 編〕 新旧対照表

現行			改正案		頁	備考
	報（浸水害）の危険度分布）	k m四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 1 0 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当				
	洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1 k m ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 1 0 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当				
	流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時 1 0 分ごとに更新している。				
	早期注意情報（警報級の可能性）	5 日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の 2 段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮城県東部、宮城県西部）で、2 日先から 5 日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮城県）で発表される。 大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル 1 である。				
	宮城県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。 雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足する「記録的な大雨に関する宮城県気象情報」が発表される。また、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使ってその旨を解説する「顕著な大雨に関する宮城県気象情報」が発表される。				
	土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示等の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町	土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難 の 指示等の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町	90	字句加える

美里町地域防災計画〔第 1 編～第 3 編〕 新旧対照表

現行			改正案			頁	備考
		村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、宮城県と仙台管区气象台から共同で発表される。 なお、市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当			村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、宮城県と仙台管区气象台から共同で発表される。 なお、市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当		
	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位「宮城県東部」「宮城県西部」で気象庁から発表される。 なお、実際に危険度が高まっている場所は、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位「宮城県東部」、「宮城県西部」で発表される。 この情報の有効期間は、発表から概ね 1 時間である。					
	記録的短時間 大雨情報	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1 時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。 この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。					
※特別警報・気象警報・注意報基準は、宮城県地域防災計画〔風水害等災害対策編〕「第 3 章 災害応急対策 第 1 節 防災気象情報の伝達 第 2 防災気象情報」を準用する。							
2 から 5 略							
第 2 略							
第 3 土砂災害警戒活動			第 3 土砂災害警戒活動				
町長は、土砂災害の発生のおそれがある場合には、危険箇所周辺の警戒活動を行うとともに、県の土砂災害警戒情報を参考に危険と判断される場合、住民に対し、避難のための必要な措置を講			町長は、土砂災害の発生のおそれがある場合には、危険区域周辺の警戒活動を行うとともに、県の土砂災害警戒情報を参考に危険と判断される場合、住民に対し、避難のための必要な措置を講			107	字句改める

美里町地域防災計画〔第 1 編～第 3 編〕 新旧対照表

現行	改正案	頁	備考																																				
じる。 第 4 略 第 2 節から第 3 節 略 第 4 節 避難・誘導対策 地区住民等を速やかに避難させるため、町及び防災関係機関は、気象予警報等が発表され、住民等を事前に避難準備することが適当であると判断されるとき、避難準備を呼びかけ、適切な避難_指示等の発令を行うとともに、速やかに避難所を開設し、管理運営にあたる。 ■実施機関及び担当業務 <table><tr><td>本部長（町長）</td><td>・警戒区域の設定 ・災害応急対策従事者以外の者に対する当該地区への立入制限 ・避難所の開設の知事への報告</td></tr><tr><td>避難所運営班 救護班</td><td>・避難所の開設 ・避難所の管理 ・避難所の廃止 ・避難者の支援</td></tr><tr><td>広報班</td><td>・避難_指示等の伝達</td></tr><tr><td>保育対策班</td><td>・保育所の消防計画に基づく 幼児の避難 ・児童館での避難対策</td></tr><tr><td>学校班</td><td>・児童生徒の避難対策 ・避難所（学校施設）の提供及び設営補助</td></tr><tr><td>コミュニティ施設班</td><td>・コミュニティ施設利用者の避難対策 ・避難所（コミュニティ施設・スポーツ施設）の提供及び設営補助</td></tr><tr><td>消防団</td><td>・避難誘導の実施</td></tr><tr><td>遠田消防署</td><td>・避難誘導の実施、避難者の安全確保</td></tr><tr><td>遠田警察署</td><td>・警戒区域の設定 ・災害応急対策従事者以外の者に対する当該地区への立入制限（町長又はその委任を受けて町長の職権を行使する町職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があった場合）</td></tr></table> 1 及び 2 略 第 1 避難の指示等 災害により、人命の保護又は被害の拡大の防止のため必要と認められる場合、町長は住民に対して速やかに避難_指示等を行う。 なお、町長は避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができるものとする。 1 避難の指示等を行う者	本部長（町長）	・警戒区域の設定 ・災害応急対策従事者以外の者に対する当該地区への立入制限 ・避難所の開設の知事への報告	避難所運営班 救護班	・避難所の開設 ・避難所の管理 ・避難所の廃止 ・避難者の支援	広報班	・避難_指示等の伝達	保育対策班	・保育所の消防計画に基づく 幼児の避難 ・児童館での避難対策	学校班	・児童生徒の避難対策 ・避難所（学校施設）の提供及び設営補助	コミュニティ施設班	・コミュニティ施設利用者の避難対策 ・避難所（コミュニティ施設・スポーツ施設）の提供及び設営補助	消防団	・避難誘導の実施	遠田消防署	・避難誘導の実施、避難者の安全確保	遠田警察署	・警戒区域の設定 ・災害応急対策従事者以外の者に対する当該地区への立入制限（町長又はその委任を受けて町長の職権を行使する町職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があった場合）	じる。 第 4 略 第 2 節から第 3 節 略 第 4 節 略 地区住民等を速やかに避難させるため、町及び防災関係機関は、気象予警報等が発表され、住民等を事前に避難準備することが適当であると判断されるとき、避難準備を呼びかけ、適切な避難_指示等の発令を行うとともに、速やかに避難所を開設し、管理運営にあたる。 ■実施機関及び担当業務 <table><tr><td>本部長（町長）</td><td>・警戒区域の設定 ・災害応急対策従事者以外の者に対する当該地区への立入制限 ・避難所の開設の知事への報告</td></tr><tr><td>避難所運営班 救護班</td><td>・避難所の開設 ・避難所の管理 ・避難所の廃止 ・避難者の支援</td></tr><tr><td>広報班</td><td>・避難_指示等の伝達</td></tr><tr><td>保育対策班</td><td>・保育所の消防計画に基づく 幼児の避難 ・児童館での避難対策</td></tr><tr><td>学校班</td><td>・児童生徒の避難対策 ・避難所（学校施設）の提供及び設営補助</td></tr><tr><td>コミュニティ施設班</td><td>・コミュニティ施設利用者の避難対策 ・避難所（コミュニティ施設・スポーツ施設）の提供及び設営補助</td></tr><tr><td>消防団</td><td>・避難誘導の実施</td></tr><tr><td>遠田消防署</td><td>・避難誘導の実施、避難者の安全確保</td></tr><tr><td>遠田警察署</td><td>・警戒区域の設定 ・災害応急対策従事者以外の者に対する当該地区への立入制限（町長又はその委任を受けて町長の職権を行使する町職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があった場合）</td></tr></table> 1 及び 2 略 第 1 避難の指示等 災害により、人命の保護又は被害の拡大の防止のため必要と認められる場合、町長は住民に対して速やかに避難_指示等を行う。 なお、町長は避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができるものとする。 1 避難の指示等を行う者	本部長（町長）	・警戒区域の設定 ・災害応急対策従事者以外の者に対する当該地区への立入制限 ・避難所の開設の知事への報告	避難所運営班 救護班	・避難所の開設 ・避難所の管理 ・避難所の廃止 ・避難者の支援	広報班	・避難_指示等の伝達	保育対策班	・保育所の消防計画に基づく 幼児の避難 ・児童館での避難対策	学校班	・児童生徒の避難対策 ・避難所（学校施設）の提供及び設営補助	コミュニティ施設班	・コミュニティ施設利用者の避難対策 ・避難所（コミュニティ施設・スポーツ施設）の提供及び設営補助	消防団	・避難誘導の実施	遠田消防署	・避難誘導の実施、避難者の安全確保	遠田警察署	・警戒区域の設定 ・災害応急対策従事者以外の者に対する当該地区への立入制限（町長又はその委任を受けて町長の職権を行使する町職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があった場合）	108	字句加える
本部長（町長）	・警戒区域の設定 ・災害応急対策従事者以外の者に対する当該地区への立入制限 ・避難所の開設の知事への報告																																						
避難所運営班 救護班	・避難所の開設 ・避難所の管理 ・避難所の廃止 ・避難者の支援																																						
広報班	・避難_指示等の伝達																																						
保育対策班	・保育所の消防計画に基づく 幼児の避難 ・児童館での避難対策																																						
学校班	・児童生徒の避難対策 ・避難所（学校施設）の提供及び設営補助																																						
コミュニティ施設班	・コミュニティ施設利用者の避難対策 ・避難所（コミュニティ施設・スポーツ施設）の提供及び設営補助																																						
消防団	・避難誘導の実施																																						
遠田消防署	・避難誘導の実施、避難者の安全確保																																						
遠田警察署	・警戒区域の設定 ・災害応急対策従事者以外の者に対する当該地区への立入制限（町長又はその委任を受けて町長の職権を行使する町職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があった場合）																																						
本部長（町長）	・警戒区域の設定 ・災害応急対策従事者以外の者に対する当該地区への立入制限 ・避難所の開設の知事への報告																																						
避難所運営班 救護班	・避難所の開設 ・避難所の管理 ・避難所の廃止 ・避難者の支援																																						
広報班	・避難_指示等の伝達																																						
保育対策班	・保育所の消防計画に基づく 幼児の避難 ・児童館での避難対策																																						
学校班	・児童生徒の避難対策 ・避難所（学校施設）の提供及び設営補助																																						
コミュニティ施設班	・コミュニティ施設利用者の避難対策 ・避難所（コミュニティ施設・スポーツ施設）の提供及び設営補助																																						
消防団	・避難誘導の実施																																						
遠田消防署	・避難誘導の実施、避難者の安全確保																																						
遠田警察署	・警戒区域の設定 ・災害応急対策従事者以外の者に対する当該地区への立入制限（町長又はその委任を受けて町長の職権を行使する町職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があった場合）																																						
		109	字句加える																																				

美里町地域防災計画〔第 1 編～第 3 編〕 新旧対照表

現行	改正案	頁	備考																						
避難__指示等を行う権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である町長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。また、災害対策基本法第 63 条に規定する「警戒区域」への立入禁止、退去命令等についても適切に運用する。 (1) 避難の指示等を行う者 ・町長（災害対策基本法第 6 0 条） ・警察官（警察官職務執行法第 4 条、災害対策基本法第 6 1 条） ・水防管理者（水防法第 2 9 条） ・知事又はその命を受けた県職員（水防法第 2 9 条、地すべり等防止法第 2 5 条） ・災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。（自衛隊法第 9 4 条）） (2) 略 2 町長・県知事の役割 町長は、大規模災害等に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認められる場合、危険区域の住民に対し、速やかに避難__指示等を行う。また避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。 知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、町長に代わって避難__指示__に関する措置の全部又は一部を実施する。また、町長から求めがあった場合には、避難__指示__の対象地域、判断時期等について助言するものとする。 3 地すべり等に係る指示 知事は、洪水若しくは地すべりによる著しい危険が切迫している場合、速やかに町長に状況を伝達する。町長は、区域内の居住者に対し避難するよう指示する。 4 警察の役割 警察官は、生命・身体に危険を及ぼすおそれがある場合、又は町長から要請があった場合、住民、その他関係者に対し、避難指示、誘導その他必要な措置をとる。 警察署長は、町長が行う避難__指示等について、関係機関と協議し、必要な助言と協力を行う。 警察は、指定された避難場所及び避難路を掌握し、避難__指示等がなされた場合、速やかに住民に伝達するとともに、住民を安全に避難させる。 5 自衛隊の役割 災害により危険な事態が生じた場合において、警察官等がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、避難等について必要な措置をとる。 第 2 避難__指示等の発令の内容及び周知 1 避難__指示等の発令の基準 避難__指示等は次の区分により実施する。 <table><tr><td>警戒レベル</td><td>住民等がとるべき行動</td><td>行動を住民等に促す情報</td><td>発令・発表者</td></tr><tr><td>警戒レベル 5</td><td>命の危険 直ちに安全確保</td><td>緊急安全確保</td><td rowspan="2">市町村</td></tr><tr><td>警戒レベル 4</td><td>危険な場所から全員避難</td><td>避難指示</td></tr></table>	警戒レベル	住民等がとるべき行動	行動を住民等に促す情報	発令・発表者	警戒レベル 5	命の危険 直ちに安全確保	緊急安全確保	市町村	警戒レベル 4	危険な場所から全員避難	避難指示	避難__指示等を行う権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である町長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。また、災害対策基本法第 63 条に規定する「警戒区域」への立入禁止、退去命令等についても適切に運用する。 (1) 避難の指示等を行う者 ・町長（災害対策基本法第 6 0 条） ・警察官（警察官職務執行法第 4 条、災害対策基本法第 6 1 条） ・水防管理者（水防法第 2 9 条） ・知事又はその命を受けた県職員（水防法第 2 9 条、地すべり等防止法第 2 5 条） ・災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。（自衛隊法第 9 4 条）） (2) 略 2 町長・県知事の役割 町長は、大規模災害等に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認められる場合、危険区域の住民に対し、速やかに避難__指示等を行う。また避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。 知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、町長に代わって避難__指示__に関する措置の全部又は一部を実施する。また、町長から求めがあった場合には、避難__指示__の対象地域、判断時期等について助言するものとする。 3 略 4 警察の役割 警察官は、生命・身体に危険を及ぼすおそれがある場合、又は町長から要請があった場合、住民、その他関係者に対し、避難指示、誘導その他必要な措置をとる。 警察署長は、町長が行う避難__指示等について、関係機関と協議し、必要な助言と協力を行う。 警察は、指定された避難場所及び避難路を掌握し、避難__指示等がなされた場合、速やかに住民に伝達するとともに、住民を安全に避難させる。 5 略 第 2 避難__指示等の発令の内容及び周知 1 避難__指示等の発令の基準 避難__指示等は次の区分により実施する。 <table><tr><td>警戒レベル</td><td>住民等がとるべき行動</td><td>行動を住民等に促す情報</td><td>発令・発表者</td></tr><tr><td>警戒レベル 5</td><td>命の危険 直ちに安全確保</td><td>緊急安全確保</td><td rowspan="2">市町村</td></tr><tr><td>警戒レベル 4</td><td>危険な場所から全員避難</td><td>避難指示</td></tr></table>	警戒レベル	住民等がとるべき行動	行動を住民等に促す情報	発令・発表者	警戒レベル 5	命の危険 直ちに安全確保	緊急安全確保	市町村	警戒レベル 4	危険な場所から全員避難	避難指示		字句加える
警戒レベル	住民等がとるべき行動	行動を住民等に促す情報	発令・発表者																						
警戒レベル 5	命の危険 直ちに安全確保	緊急安全確保	市町村																						
警戒レベル 4	危険な場所から全員避難	避難指示																							
警戒レベル	住民等がとるべき行動	行動を住民等に促す情報	発令・発表者																						
警戒レベル 5	命の危険 直ちに安全確保	緊急安全確保	市町村																						
警戒レベル 4	危険な場所から全員避難	避難指示																							
		109	字句加える																						
		110	字句加える 字句加える																						
		110	字句加える 字句加える																						
		111	字句加える 字句加える 字句加える																						

美里町地域防災計画〔第 1 編～第 3 編〕 新旧対照表

現行					改正案					頁	備考
		(立退き避難又は屋内安全確保)				(立退き避難又は屋内安全確保)					
	警戒レベル 3	危険な場所から高齢者等は避難(立退き避難又は屋内安全確保)	高齢者等避難※			警戒レベル 3	危険な場所から高齢者等は避難(立退き避難又は屋内安全確保)	高齢者等避難※			
	警戒レベル 2	自らの避難行動を確認	注意報(洪水、大雨、高潮)	仙台管区气象台		警戒レベル 2	自らの避難行動を確認	注意報(洪水、大雨、高潮)	仙台管区气象台		
	警戒レベル 1	災害への心構えを高める。	早期注意情報(警報級の可能性)※大雨に関するもの			警戒レベル 1	災害への心構えを高める。	早期注意情報(警報級の可能性)※大雨に関するもの			
※警戒レベル 3 は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。					※警戒レベル 3 は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。						
2 周知内容 町長が避難__指示等を行う場合は、次に掲げる事項を明らかにする。 ・避難対象地域、避難先、避難経路、避難__指示等の理由、その他必要な事項					2 周知内容 町長が避難〇指示等を行う場合は、次に掲げる事項を明らかにする。 ・避難対象地域、避難先、避難経路、避難〇指示等の理由、その他必要な事項					111	字句加える 字句加える
3 避難の措置と周知 避難__指示等をした者は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。					3 避難の措置と周知 避難〇指示等をした者は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。						字句加える
(1) 略					(1) 略						
(2) 関係機関への連絡 避難__指示等をした者は、速やかに町、県、警察等、関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。					(2) 関係機関への連絡 避難〇指示等をした者は、速やかに町、県、警察等、関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。						字句加える
(3) 周知内容 避難__指示等の理由及び内容、避難先又は避難場所、避難経路その他の誘導措置、出火・盗難の予防措置、携行品その他とする。					(3) 周知内容 避難〇指示等の理由及び内容、避難先又は避難場所、避難経路その他の誘導措置、出火・盗難の予防措置、携行品その他とする。					111	字句加える
(4) 警察の役割 警察署長は、町長が行う避難__指示等について、関係機関と協議し必要な助言と協力を行う。警察は、避難__指示等がなされた場合は、関係機関の協力を得て、避難場所、避難経路、その他必要事項を周知徹底する。					(4) 警察の役割 警察署長は、町長が行う避難〇指示等について、関係機関と協議し必要な助言と協力を行う。警察は、避難〇指示等がなされた場合は、関係機関の協力を得て、避難場所、避難経路、その他必要事項を周知徹底する。					112	字句加える 字句加える
第 3 避難誘導 住民等の避難誘導責任者は、町職員、消防団、交通安全指導隊、消防職員、警察官が担当し、住民を安全かつ迅速に避難できるよう避難先への円滑な誘導に努める。 各行政区の自主避難を行う場合は、自主防災組織リーダーが避難誘導を行うものとする。 町からの避難__指示等については、避難誘導責任者が行う。 誘導に当たっては、避難路の安全を確認しつつ、できるだけ行政区ごとなどの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行う。また、優先避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者の避難を優先して行う。					第 3 避難誘導 住民等の避難誘導責任者は、町職員、消防団、交通安全指導隊、消防職員、警察官が担当し、住民を安全かつ迅速に避難できるよう避難先への円滑な誘導に努める。 各行政区の自主避難を行う場合は、自主防災組織リーダーが避難誘導を行うものとする。 町からの避難〇指示等については、避難誘導責任者が行う。 誘導に当たっては、避難路の安全を確認しつつ、できるだけ行政区ごとなどの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行う。また、優先避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者の避難を優先して行う。					112	字句加える

美里町地域防災計画〔第 1 編～第 3 編〕 新旧対照表

現行	改正案	頁	備考
1 避難誘導時の留意事項 避難誘導においては、次の事項に留意して行う。 ・各行政区の避難誘導は、当該行政区の自主防災組織が行い、誘導員は自主防災組織リーダーとする。 ・危険箇所及び避難場所に警察官又は交通安全指導隊を配置し、適切な避難誘導を行う。 ・必要に応じ、遠田警察署に避難場所等を連絡し、危険箇所の警戒及び避難誘導の応援を要請する。 ・避難行動要支援者を優先する。 ・災害発生の時期を客観的に判断し、先に災害が発生すると認められる行政区内居住者の避難を優先する。 2 略 第 4 指定緊急避難場所の開放及び周知 町は、災害時には、必要に応じ、避難指示等の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。 第 5 略 第 6 避難指示等の発令等による広域避難 1 町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町の区域外への広域的な避難が必要な状況であると判断した場合において、県内他市町村への広域避難については当該市町村と直接協議し、他都道府県の市町村への広域避難については県に対し当該他都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他都道府県内の市町村に協議することができる。 2 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。 第 5 節及び第 6 節 略 第 7 節 災害広報活動 町及び報道機関は、住民の生命、財産を保全するため、仙台管区气象台からの情報をはじめとする防災気象情報、避難所等の状況、安否情報等のその時々に必要な情報を各防災関係機関と連携を取りながら、迅速かつ的確に提供する。 町は要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。 なお、情報の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するよう努める。 ■実施機関及び担当業務	1 避難誘導時の留意事項 避難誘導においては、次の事項に留意して行う。 ・各行政区の避難誘導は、当該行政区の自主防災組織が行い、誘導員は自主防災組織リーダーとする。 ・危険区域及び避難場所に警察官又は交通安全指導隊を配置し、適切な避難誘導を行う。 ・必要に応じ、遠田警察署に避難場所等を連絡し、危険区域の警戒及び避難誘導の応援を要請する。 ・避難行動要支援者を優先する。 ・災害発生の時期を客観的に判断し、先に災害が発生すると認められる行政区内居住者の避難を優先する。 2 略 第 4 指定緊急避難場所の開放及び周知 町は、災害時には、必要に応じ、避難指示等の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。 第 5 略 第 6 避難指示等の発令等による広域避難 1 町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町の区域外への広域的な避難が必要な状況であると判断した場合において、県内他市町村への広域避難については当該市町村と直接協議し、他都道府県の市町村への広域避難については県に対し当該他都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他都道府県内の市町村に協議することができる。 2 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。 第 5 節及び第 6 節 略 第 7 節 町及び報道機関は、住民の生命、財産を保全するため、仙台管区气象台からの情報をはじめとする防災気象情報、避難所等の状況、安否情報等のその時々に必要な情報を各防災関係機関と連携を取りながら、迅速かつ的確に提供する。 町は要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。 なお、情報の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するよう努める。 ■実施機関及び担当業務	112	字句加える 字句加える
		112	字句加える
		116	字句加える

美里町地域防災計画〔第 1 編～第 3 編〕 新旧対照表

現行			改正案			頁	備考																																	
	<table><tr><td>広報班</td><td>・災害関係の広報活動 ・各防災機関が実施する広報の調整 ・報道関係機関と連絡調整</td></tr><tr><td>支援班</td><td>・広聴活動の実施（相談窓口の設置）</td></tr><tr><td>遠田警察署</td><td>・災害警備による広報活動</td></tr><tr><td>防災関係機関</td><td>・関係機関の相互協力による広報活動の実施 ・必要事項の町災害対策本部への連絡</td></tr></table>	広報班	・災害関係の広報活動 ・各防災機関が実施する広報の調整 ・報道関係機関と連絡調整	支援班	・広聴活動の実施（相談窓口の設置）	遠田警察署	・災害警備による広報活動	防災関係機関	・関係機関の相互協力による広報活動の実施 ・必要事項の町災害対策本部への連絡			<table><tr><td>広報班</td><td>・災害関係の広報活動 ・各防災機関が実施する広報の調整 ・報道関係機関と連絡調整</td></tr><tr><td>支援班</td><td>・広聴活動の実施（相談窓口の設置）</td></tr><tr><td><u>警察</u></td><td>・災害警備による広報活動</td></tr><tr><td>防災関係機関</td><td>・関係機関の相互協力による広報活動の実施 ・必要事項の町災害対策本部への連絡</td></tr></table>	広報班	・災害関係の広報活動 ・各防災機関が実施する広報の調整 ・報道関係機関と連絡調整	支援班	・広聴活動の実施（相談窓口の設置）	<u>警察</u>	・災害警備による広報活動	防災関係機関	・関係機関の相互協力による広報活動の実施 ・必要事項の町災害対策本部への連絡		122	字句削る																	
広報班	・災害関係の広報活動 ・各防災機関が実施する広報の調整 ・報道関係機関と連絡調整																																							
支援班	・広聴活動の実施（相談窓口の設置）																																							
遠田警察署	・災害警備による広報活動																																							
防災関係機関	・関係機関の相互協力による広報活動の実施 ・必要事項の町災害対策本部への連絡																																							
広報班	・災害関係の広報活動 ・各防災機関が実施する広報の調整 ・報道関係機関と連絡調整																																							
支援班	・広聴活動の実施（相談窓口の設置）																																							
<u>警察</u>	・災害警備による広報活動																																							
防災関係機関	・関係機関の相互協力による広報活動の実施 ・必要事項の町災害対策本部への連絡																																							
第 1 社会的混乱の防止 1 及び 2 略 第 2 町の広報活動 1 広報事項 町は、関係機関と連携して、被災者に役立つ、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。 <table><tr><td>・災害対策本部設置に関する事項 ・安否情報 ・被害区域及び被害状況に関する情報 ・避難所の開設状況に関する情報 ・避難指示等に関する情報 ・医療救護所の開設等救急・医療に関する情報 ・防疫に関する情報 ・豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報 ・ライフラインの被害状況に関する情報 ・生活支援(食料・水等の供給)に関する情報 ・民心安定のための情報 ・緊急交通路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報 ・道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報 ・道路の交通危険箇所、迂回路等の道路情報 ・被災地域及び避難場所等における犯罪予防等民心安定のための情報 ・自主防災組織に対する活動実施要請 ・ボランティアの受入に関すること ・保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報 ・相談窓口の設置に関する情報 ・被災者に対する援助、助成措置(特別融資・緊急融資・税の減免等)に関する情報 ・町ホームページへの掲載による広報</td></tr></table> ■広報担当 <table><tr><td>広報担当区分</td><td>担当班</td><td>連絡方法</td></tr><tr><td>住民担当</td><td>広報班</td><td>防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ、加入電話、放送設備(役場周辺)、メール配信サービス、SNS</td></tr><tr><td>報道機関担当</td><td>広報班</td><td>口頭、文書</td></tr><tr><td>防災関係機関担当</td><td>防災班</td><td>有線電話、FAX</td></tr><tr><td>庁内担当</td><td>防災班</td><td>庁内放送、庁内電話</td></tr></table>			・災害対策本部設置に関する事項 ・安否情報 ・被害区域及び被害状況に関する情報 ・避難所の開設状況に関する情報 ・避難指示等に関する情報 ・医療救護所の開設等救急・医療に関する情報 ・防疫に関する情報 ・豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報 ・ライフラインの被害状況に関する情報 ・生活支援(食料・水等の供給)に関する情報 ・民心安定のための情報 ・緊急交通路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報 ・道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報 ・道路の交通危険箇所、迂回路等の道路情報 ・被災地域及び避難場所等における犯罪予防等民心安定のための情報 ・自主防災組織に対する活動実施要請 ・ボランティアの受入に関すること ・保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報 ・相談窓口の設置に関する情報 ・被災者に対する援助、助成措置(特別融資・緊急融資・税の減免等)に関する情報 ・町ホームページへの掲載による広報	広報担当区分	担当班	連絡方法	住民担当	広報班	防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ、加入電話、放送設備(役場周辺)、メール配信サービス、SNS	報道機関担当	広報班	口頭、文書	防災関係機関担当	防災班	有線電話、FAX	庁内担当	防災班	庁内放送、庁内電話	第 1 社会的混乱の防止 1 及び 2 略 第 2 町の広報活動 1 広報事項 町は、関係機関と連携して、被災者に役立つ、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。 <table><tr><td>・災害対策本部設置に関する事項 ・安否情報 ・被害区域及び被害状況に関する情報 ・避難所の開設状況に関する情報 ・避難〇指示等に関する情報 ・医療救護所の開設等救急・医療に関する情報 ・防疫に関する情報 ・豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報 ・ライフラインの被害状況に関する情報 ・生活支援(食料・水等の供給)に関する情報 ・民心安定のための情報 ・緊急交通路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報 ・道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報 ・道路の交通危険箇所、迂回路等の道路情報 ・被災地域及び避難場所等における犯罪予防等民心安定のための情報 ・自主防災組織に対する活動実施要請 ・ボランティアの受入に関すること ・保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報 ・相談窓口の設置に関する情報 ・被災者に対する援助、助成措置(特別融資・緊急融資・税の減免等)に関する情報 ・町ホームページへの掲載による広報</td></tr></table> ■広報担当 <table><tr><td>広報担当区分</td><td>担当班</td><td>連絡方法</td></tr><tr><td>住民担当</td><td>広報班</td><td>防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ、加入電話、放送設備(役場周辺)、メール配信サービス、SNS</td></tr><tr><td>報道機関担当</td><td>広報班</td><td>口頭、文書</td></tr><tr><td>防災関係機関担当</td><td>防災班</td><td>有線電話、FAX</td></tr><tr><td>庁内担当</td><td>防災班</td><td>庁内放送、庁内電話</td></tr></table>			・災害対策本部設置に関する事項 ・安否情報 ・被害区域及び被害状況に関する情報 ・避難所の開設状況に関する情報 ・避難 〇 指示等に関する情報 ・医療救護所の開設等救急・医療に関する情報 ・防疫に関する情報 ・豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報 ・ライフラインの被害状況に関する情報 ・生活支援(食料・水等の供給)に関する情報 ・民心安定のための情報 ・緊急交通路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報 ・道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報 ・道路の交通危険箇所、迂回路等の道路情報 ・被災地域及び避難場所等における犯罪予防等民心安定のための情報 ・自主防災組織に対する活動実施要請 ・ボランティアの受入に関すること ・保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報 ・相談窓口の設置に関する情報 ・被災者に対する援助、助成措置(特別融資・緊急融資・税の減免等)に関する情報 ・町ホームページへの掲載による広報	広報担当区分	担当班	連絡方法	住民担当	広報班	防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ、加入電話、放送設備(役場周辺)、メール配信サービス、SNS	報道機関担当	広報班	口頭、文書	防災関係機関担当	防災班	有線電話、FAX	庁内担当	防災班	庁内放送、庁内電話		123	字句加える
・災害対策本部設置に関する事項 ・安否情報 ・被害区域及び被害状況に関する情報 ・避難所の開設状況に関する情報 ・避難指示等に関する情報 ・医療救護所の開設等救急・医療に関する情報 ・防疫に関する情報 ・豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報 ・ライフラインの被害状況に関する情報 ・生活支援(食料・水等の供給)に関する情報 ・民心安定のための情報 ・緊急交通路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報 ・道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報 ・道路の交通危険箇所、迂回路等の道路情報 ・被災地域及び避難場所等における犯罪予防等民心安定のための情報 ・自主防災組織に対する活動実施要請 ・ボランティアの受入に関すること ・保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報 ・相談窓口の設置に関する情報 ・被災者に対する援助、助成措置(特別融資・緊急融資・税の減免等)に関する情報 ・町ホームページへの掲載による広報																																								
広報担当区分	担当班	連絡方法																																						
住民担当	広報班	防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ、加入電話、放送設備(役場周辺)、メール配信サービス、SNS																																						
報道機関担当	広報班	口頭、文書																																						
防災関係機関担当	防災班	有線電話、FAX																																						
庁内担当	防災班	庁内放送、庁内電話																																						
・災害対策本部設置に関する事項 ・安否情報 ・被害区域及び被害状況に関する情報 ・避難所の開設状況に関する情報 ・避難 〇 指示等に関する情報 ・医療救護所の開設等救急・医療に関する情報 ・防疫に関する情報 ・豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報 ・ライフラインの被害状況に関する情報 ・生活支援(食料・水等の供給)に関する情報 ・民心安定のための情報 ・緊急交通路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報 ・道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報 ・道路の交通危険箇所、迂回路等の道路情報 ・被災地域及び避難場所等における犯罪予防等民心安定のための情報 ・自主防災組織に対する活動実施要請 ・ボランティアの受入に関すること ・保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報 ・相談窓口の設置に関する情報 ・被災者に対する援助、助成措置(特別融資・緊急融資・税の減免等)に関する情報 ・町ホームページへの掲載による広報																																								
広報担当区分	担当班	連絡方法																																						
住民担当	広報班	防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ、加入電話、放送設備(役場周辺)、メール配信サービス、SNS																																						
報道機関担当	広報班	口頭、文書																																						
防災関係機関担当	防災班	有線電話、FAX																																						
庁内担当	防災班	庁内放送、庁内電話																																						

美里町地域防災計画〔第 1 編～第 3 編〕 新旧対照表

現行		改正案		頁	備考																										
2 略		2 略		127	字句削る																										
第3 略		第3 略																													
第8節 警戒活動		第8節 警戒活動																													
町及び防災関係機関は、大雨、洪水、土砂災害等による災害の発生に備え、警戒活動を行う。		町及び防災関係機関は、大雨、洪水、土砂災害等による災害の発生に備え、警戒活動を行う。																													
第1から4 略		第1から4 略		131 131	字句改める 字句加える																										
第5 水防信号		第5 水防信号																													
水防信号は、宮城県水防時における水防信号に関する規則（昭和24年10月28日宮城県規則第64号）の規定により、次により行う。		水防信号は、宮城県水防時における水防信号に関する規則（昭和24年10月28日宮城県規則第64号）の規定により、次により行う。																													
<table><tr><th>信号の種類</th><th>発 する と き</th><th>措 置 事 項</th></tr><tr><td>第1信号</td><td>河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したとき。</td><td>一般町民に周知するとともに必要な団員を招集し、河川の警戒に当たる。</td></tr><tr><td>第2信号</td><td>各分団長より洪水のおそれがある旨報告があったとき。</td><td>毎分団員を招集するとともに水防活動に必要な資材を現場に輸送する。</td></tr><tr><td>第3信号</td><td>堤防が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生したとき。</td><td>各分団員の外、必要により一般町民の出動を求める。</td></tr><tr><td>第4信号</td><td>洪水が著しく切迫し、区域内の住民を避難させる必要があると認めたとき。</td><td>警察署、町内警察官駐在所に通報し、危険区域内の住民を避難場所に誘導する。</td></tr></table>	信号の種類	発 する と き	措 置 事 項			第1信号	河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したとき。	一般町民に周知するとともに必要な団員を招集し、河川の警戒に当たる。	第2信号	各分団長より洪水のおそれがある旨報告があったとき。	毎分団員を招集するとともに水防活動に必要な資材を現場に輸送する。	第3信号	堤防が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生したとき。	各分団員の外、必要により一般町民の出動を求める。	第4信号	洪水が著しく切迫し、区域内の住民を避難させる必要があると認めたとき。	警察署、町内警察官駐在所に通報し、危険区域内の住民を避難場所に誘導する。	<table><tr><th>信号の種類</th><th>発 する と き</th><th>措 置 事 項</th></tr><tr><td>第1信号</td><td>河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したとき。</td><td>一般町民に周知するとともに必要な団員を招集し、河川の警戒に当たる。</td></tr><tr><td>第2信号</td><td>各分団長より洪水のおそれがある旨報告があったとき。</td><td>毎分団員を招集するとともに水防活動に必要な資材を現場に輸送する。</td></tr><tr><td>第3信号</td><td>堤防が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生したとき。</td><td>各分団員の外、必要により一般町民の出動を求める。</td></tr><tr><td>第4信号</td><td>洪水が著しく切迫し、区域内の住民を避難させる必要があると認めたとき。</td><td>警察_____に通報し、危険区域内の住民を避難場所に誘導する。</td></tr></table>	信号の種類	発 する と き	措 置 事 項	第1信号	河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したとき。	一般町民に周知するとともに必要な団員を招集し、河川の警戒に当たる。	第2信号	各分団長より洪水のおそれがある旨報告があったとき。	毎分団員を招集するとともに水防活動に必要な資材を現場に輸送する。	第3信号	堤防が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生したとき。	各分団員の外、必要により一般町民の出動を求める。	第4信号
信号の種類	発 する と き	措 置 事 項																													
第1信号	河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したとき。	一般町民に周知するとともに必要な団員を招集し、河川の警戒に当たる。																													
第2信号	各分団長より洪水のおそれがある旨報告があったとき。	毎分団員を招集するとともに水防活動に必要な資材を現場に輸送する。																													
第3信号	堤防が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生したとき。	各分団員の外、必要により一般町民の出動を求める。																													
第4信号	洪水が著しく切迫し、区域内の住民を避難させる必要があると認めたとき。	警察署、町内警察官駐在所に通報し、危険区域内の住民を避難場所に誘導する。																													
信号の種類	発 する と き	措 置 事 項																													
第1信号	河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したとき。	一般町民に周知するとともに必要な団員を招集し、河川の警戒に当たる。																													
第2信号	各分団長より洪水のおそれがある旨報告があったとき。	毎分団員を招集するとともに水防活動に必要な資材を現場に輸送する。																													
第3信号	堤防が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生したとき。	各分団員の外、必要により一般町民の出動を求める。																													
第4信号	洪水が著しく切迫し、区域内の住民を避難させる必要があると認めたとき。	警察_____に通報し、危険区域内の住民を避難場所に誘導する。																													
第6から9 略		第6から9 略																													
第10 土砂災害警戒活動		第10 土砂災害警戒活動																													
1 町長は、県及び仙台管区气象台から土砂災害警戒情報が発表された場合若しくは土砂災害の発生のおそれがある場合には、町地域防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある団体へ伝達するよう努める。また、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所の警戒活動を行うとともに、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等の補足情報や溪流・斜面の状況等を総合的に判断し、住民に対し、避難__指示等の発令等の必要な措置を講じる。		1 町長は、県及び仙台管区气象台から土砂災害警戒情報が発表された場合若しくは土砂災害の発生のおそれがある場合には、町地域防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある団体へ伝達するよう努める。また、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険区域の警戒活動を行うとともに、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等の補足情報や溪流・斜面の状況等を総合的に判断し、住民に対し、避難〇指示等の発令等の必要な措置を講じる。																													

美里町地域防災計画〔第1編～第3編〕 新旧対照表

現行	改正案	頁	備考																			
2 避難指示の発令に当たっては、土砂災害警戒情報が発表された場合は直ちに避難指示を発令する事を基本とし、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において、「危険（紫）」（実況又は予想で土砂災害警戒情報の基準に到達）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合は、予め避難指示の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に避難指示を発令する。 3 町は、発令した避難<u>一</u>指示等の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。 第 1 1 及び 1 2 略 第 9 節から第 1 2 節 略 第 1 3 節 自衛隊の災害派遣 災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められる場合、自衛隊法の規定により、自衛隊の災害派遣を要請する。 ■実施機関及び担当業務 <table><tr><td>本部長（町長）</td><td>・知事に対する自衛隊災害派遣要請の依頼</td></tr><tr><td>防災班</td><td>・県への自衛隊災害派遣要請に関する事務手続き</td></tr></table> 第 1 及び第 2 略 第 3 派遣部隊の活動内容 1 一般の任務 自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、非代替性を重視して、関係機関と密接な連携のもとに救援活動等を実施する。 2 災害派遣時に実施する救援活動等 災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況のほか、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。 <table><tr><td>被害状況の把握</td><td>車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動、被害状況の把握</td></tr><tr><td>避難の援助</td><td>避難者の誘導、輸送等</td></tr><tr><td>遭難者等の救出・救助及び捜索活動</td><td>行方不明者、<u>負傷者</u>等の捜索、救助活動</td></tr></table>	本部長（町長）	・知事に対する自衛隊災害派遣要請の依頼	防災班	・県への自衛隊災害派遣要請に関する事務手続き	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動、被害状況の把握	避難の援助	避難者の誘導、輸送等	遭難者等の救出・救助及び捜索活動	行方不明者、 <u>負傷者</u> 等の捜索、救助活動	2 避難指示の発令に当たっては、土砂災害警戒情報が発表された場合は直ちに避難指示を発令する事を基本とし、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において、「危険（紫）」（実況又は予想で土砂災害警戒情報の基準に到達）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合は、予め避難指示の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に避難指示を発令する。 3 町は、発令した避難<u>二</u>指示等の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。 第 1 1 及び 1 2 略 第 9 節から第 1 2 節 略 第 1 3 節 自衛隊の災害派遣 災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められる場合、自衛隊法の規定により、自衛隊の災害派遣を要請する。 ■実施機関及び担当業務 <table><tr><td>本部長（町長）</td><td>・知事に対する自衛隊災害派遣要請の依頼</td></tr><tr><td>防災班</td><td>・県への自衛隊災害派遣要請に関する事務手続き</td></tr></table> 第 1 及び第 2 略 第 3 派遣部隊の活動内容 1 一般の任務 自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、非代替性を重視して、関係機関と密接な連携のもとに救援活動等を実施する。 2 災害派遣時に実施する救援活動等 災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況のほか、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。 <table><tr><td>被害状況の把握</td><td>車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動、被害状況の把握</td></tr><tr><td>避難の援助</td><td>避難者の誘導、輸送等</td></tr><tr><td>遭難者等の救出・救助及び捜索活動</td><td>行方不明者、<u>要救助者</u>等の捜索、救助活動</td></tr></table>	本部長（町長）	・知事に対する自衛隊災害派遣要請の依頼	防災班	・県への自衛隊災害派遣要請に関する事務手続き	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動、被害状況の把握	避難の援助	避難者の誘導、輸送等	遭難者等の救出・救助及び捜索活動	行方不明者、 <u>要救助者</u> 等の捜索、救助活動	字句加える
本部長（町長）	・知事に対する自衛隊災害派遣要請の依頼																					
防災班	・県への自衛隊災害派遣要請に関する事務手続き																					
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動、被害状況の把握																					
避難の援助	避難者の誘導、輸送等																					
遭難者等の救出・救助及び捜索活動	行方不明者、 <u>負傷者</u> 等の捜索、救助活動																					
本部長（町長）	・知事に対する自衛隊災害派遣要請の依頼																					
防災班	・県への自衛隊災害派遣要請に関する事務手続き																					
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動、被害状況の把握																					
避難の援助	避難者の誘導、輸送等																					
遭難者等の救出・救助及び捜索活動	行方不明者、 <u>要救助者</u> 等の捜索、救助活動																					
		145	字句改める																			

美里町地域防災計画〔第 1 編～第 3 編〕 新旧対照表

現行			改正案			頁	備考
	水防活動	土嚢作成、運搬、積み込み等の水防活動		水防活動	土嚢作成、運搬、積み込み等の水防活動	147	字句改める
	消防活動の支援	消防機関に協力し、消火に当たる		消防活動の支援	消防機関に協力し、消火に当たる		
	道路又は水路の啓開	道路又は水路等の交通路上の障害物の排除		道路又は水路の啓開	道路又は水路等の交通路上の障害物の排除		
	応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護、防疫の活動		応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護、防疫の活動		
	人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師、その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の輸送		人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師、その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の輸送		
	炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給食の実施		炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給食の実施		
	援助物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令」（昭和 3 3 年総理府令第 1 号）に基づく措置の実施		援助物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令」（昭和 3 3 年総理府令第 1 号）に基づく措置の実施		
	危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去		危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去		
	その他	その他自衛隊の能力上可能な範囲での所要の救援		その他	その他自衛隊の能力上可能な範囲での所要の救援		
3 略			3 略			147	字句改める
第 4 から第 6 略			第 4 から第 6 略				
第 1 4 節 救急・救助活動			第 1 4 節 救急・救助活動				
大規模な災害が発生した場合、多数の 負傷者 が発生するおそれがある。これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要となることから、町、防災関係機関は連絡を密にしながら速やかな応急対策を実施する。また、被害が多方面に広がることが予想されることから、自主防災組織、事業所、一般住民についても防災の基本理念に基づき自ら救出・救助活動に協力する。			大規模な災害が発生した場合、多数の 要救助者 が発生するおそれがある。これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要となることから、町、防災関係機関は連絡を密にしながら速やかな応急対策を実施する。また、被害が多方面に広がることが予想されることから、自主防災組織、事業所、一般住民についても防災の基本理念に基づき自ら救出・救助活動に協力する。				
■実施機関及び担当業務			■実施機関及び担当業務				
遠田警察署	・救出隊の編成 ・ 負傷者 の救出	遠田警察署	・救出隊の編成 ・ 要救助者 の救出				
大崎地域広域行政事務組合消防本部	・救出隊の編成 ・ 負傷者 の救出	大崎地域広域行政事務組合消防本部	・救出隊の編成 ・ 要救助者 の救出				
消防団	・救出隊の編成 ・ 負傷者 の救出	消防団	・救出隊の編成 ・ 要救助者 の救出				
自主防災組織	・救出隊の編成 ・ 負傷者 の救出活動への協力	自主防災組織	・救出隊の編成 ・ 要救助者 の救出活動への協力				
町民・企業	・救出・救出活動への協力	町民・企業	・救出・救出活動への協力				

美里町地域防災計画〔第 1 編～第 3 編〕 新旧対照表

現行		改正案		頁	備考								
第 1 町の活動 略 1 救出隊の編成 町災害対策本部は、災害発生直後において、緊急に救出活動を行う必要がある場合、町職員、警察官、消防職員、消防団員、自主防災組織等により救出隊を編成し、救出救護体制を整え、これにあたる。 負傷者を救出した場合は、医療救護班と協力して直ちに応急処置を行い、医療機関に収容し、遺体を発見した場合は、「死体等の搜索・処理・埋葬」に定めるところにより適切に措置する。 2 救助活動 町及び警察は、緊密な連携のもとに被災地を巡回し、救出を要する者を発見した場合は、救助関係機関及び住民の協力を得て、人命の保護と被災者の救出、救護を実施する。 3 略 第 2 消防機関の活動 大規模地な災害時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、大崎地域広域行政事務組合消防本部は、医療機関、公益社団法人宮城県医師会、日本赤十字宮城県支部及び警察等関係機関と協力し、適切かつ迅速な救急・救助活動を行う。 1 大崎地域広域行政事務組合消防本部の活動 救急・救助活動を行うにあたって、被害状況、医療機関の被災状況等の情報をいかに早く正確に掌握できるかが、救命率向上のキーポイントとなる。このため、関係機関と情報交換を綿密に行いながら救急救助活動を行うものとする。また、負傷者も軽傷者から救命処置を必要とする者までさまざまであり、緊急度に応じ迅速、かつ、的確な判断とさまざまな処置が要求されるので、救急救命士や高度救命処置用資機材の活用等効率的な活動を行う。 2 消防団の活動 消防本部による活動を補助し、救出救助と負傷者に対する応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。 第 3～第 4 略 第 1 5 節 医療救護活動 大規模な災害により、多数の負傷者等が発生した場合、通常の活動体制での対応は困難となるおそれがあることから、緊急的な対応策を講じるとともに関係機関との連携を図りながら医療救護活動を実施する。 ■実施機関及び担当業務 <table><tr><td>救護班</td><td>・医療救護所の設置 ・（一社）遠田郡医師会に対する医療救護班の派遣要請 ・医薬品等の確保</td></tr><tr><td>（一社）遠田郡医師会</td><td>・医療救護班の編成、派遣 ・医療救護所でのトリアージ、傷病患者の応急処置</td></tr></table>		救護班	・医療救護所の設置 ・（一社）遠田郡医師会に対する医療救護班の派遣要請 ・医薬品等の確保	（一社）遠田郡医師会	・医療救護班の編成、派遣 ・医療救護所でのトリアージ、傷病患者の応急処置	第 1 町の活動 略 1 救出隊の編成 町災害対策本部は、災害発生直後において、緊急に救出活動を行う必要がある場合、町職員、警察官、消防職員、消防団員、自主防災組織等により救出隊を編成し、救出救護体制を整え、これにあたる。 要救助者を救出した場合は、医療救護班と協力して直ちに応急処置を行い、医療機関に収容し、遺体を発見した場合は、「死体等の搜索・処理・埋葬」に定めるところにより適切に措置する。 2 救助活動 町及び遠田警察署は、緊密な連携のもとに被災地を巡回し、救出を要する者を発見した場合は、救助関係機関及び住民の協力を得て、人命の保護と被災者の救出、救護を実施する。 3 略 第 2 消防機関の活動 大規模地な災害時においては、広域的に多数の要救助者が発生することが予想されるため、大崎地域広域行政事務組合消防本部は、医療機関、公益社団法人宮城県医師会、日本赤十字宮城県支部及び警察等関係機関と協力し、適切かつ迅速な救急・救助活動を行う。 1 大崎地域広域行政事務組合消防本部の活動 救急・救助活動を行うにあたって、被害状況、医療機関の被災状況等の情報をいかに早く正確に掌握できるかが、救命率向上のキーポイントとなる。このため、関係機関と情報交換を綿密に行いながら救急救助活動を行うものとする。また、要救助者も軽傷者から救命処置を必要とする者までさまざまであり、緊急度に応じ迅速、かつ、的確な判断とさまざまな処置が要求されるので、救急救命士や高度救命処置用資機材の活用等効率的な活動を行う。 2 消防団の活動 消防本部による活動を補助し、救出救助と要救助者に対する応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。 第 3～第 4 略 第 1 5 節 医療救護活動 大規模な災害により、多数の要救助者等が発生した場合、通常の活動体制での対応は困難となるおそれがあることから、緊急的な対応策を講じるとともに関係機関との連携を図りながら医療救護活動を実施する。 ■実施機関及び担当業務 <table><tr><td>救護班</td><td>・医療救護所の設置 ・（一社）遠田郡医師会に対する医療救護班の派遣要請 ・医薬品等の確保</td></tr><tr><td>（一社）遠田郡医師会</td><td>・医療救護班の編成、派遣 ・医療救護所でのトリアージ、傷病患者の応急処置</td></tr></table>		救護班	・医療救護所の設置 ・（一社）遠田郡医師会に対する医療救護班の派遣要請 ・医薬品等の確保	（一社）遠田郡医師会	・医療救護班の編成、派遣 ・医療救護所でのトリアージ、傷病患者の応急処置	147	字句改める
救護班	・医療救護所の設置 ・（一社）遠田郡医師会に対する医療救護班の派遣要請 ・医薬品等の確保												
（一社）遠田郡医師会	・医療救護班の編成、派遣 ・医療救護所でのトリアージ、傷病患者の応急処置												
救護班	・医療救護所の設置 ・（一社）遠田郡医師会に対する医療救護班の派遣要請 ・医薬品等の確保												
（一社）遠田郡医師会	・医療救護班の編成、派遣 ・医療救護所でのトリアージ、傷病患者の応急処置												
			字句加える										
		148	字句加える										
			字句加える										
			字句加える										
		148	字句加える										

美里町地域防災計画〔第 1 編～第 3 編〕 新旧対照表

現行			改正案			頁	備考
	南郷病院	・医療救護所に対応できない 負傷者 の搬送 ・入院治療等の医療救護		南郷病院	・医療救護所に対応できない 要救助者 の搬送 ・入院治療等の医療救護	149	字句改める
	大崎地域広域行政組合 消防本部	・応急救護 ・ 負傷者 等の搬送		大崎地域広域行政組合 消防本部	・応急救護 ・ 要救助者 等の搬送	149	字句改める
第 1 から第 2 略			第 1 から第 2 略				
第 3 医療救護活動の実施			第 3 医療救護活動の実施				
町及び関係機関は、相互に連携・協力しながら、次の範囲・組織で、被災者に対する医療救護活動を実施する。			町及び関係機関は、相互に連携・協力しながら、次の範囲・組織で、被災者に対する医療救護活動を実施する。				
1 から 2 略			1 から 2 略				
3 トリアージ（ 負傷者 選別）の実施			3 トリアージ（ 要救助者 選別）の実施			150	字句改める
医療救護班は、災害により多くの 負傷者 が発生し、応急医療能力を上回ったとき、又は上回ると予想されたときは、トリアージにより治療の優先順位を決定し、効率的な治療に努める。			医療救護班は、災害により多くの 要救助者 が発生し、応急医療能力を上回ったとき、又は上回ると予想されたときは、トリアージにより治療の優先順位を決定し、効率的な治療に努める。				字句改める
4 負傷者 の搬送			4 要救助者 の搬送				字句改める
医療救護所に対応できない 負傷者 が発生した場合、町は、搬送先医療機関の受入体制を確認した上で搬送する。			医療救護所に対応できない 要救助者 が発生した場合、町は、搬送先医療機関の受入体制を確認した上で搬送する。				字句改める
負傷者 の医療機関への搬送は、大崎地域広域行政事務組合消防本部が救急車により搬送する。大崎地域広域行政事務組合の救急車確保が困難な場合、災害対策本部は、医療機関の車両、あるいは民間輸送業者に対して 負傷者 の搬送を要請する。			要救助者 の医療機関への搬送は、大崎地域広域行政事務組合消防本部が救急車により搬送する。大崎地域広域行政事務組合の救急車確保が困難な場合、災害対策本部は、医療機関の車両、あるいは民間輸送業者に対して 要救助者 の搬送を要請する。				字句改める
5 から 7 略			5 から 7 略				
第 1 6 節 交通・輸送活動			第 1 6 節 交通・輸送活動				
大規模な災害発生に際し、住民の生命の保全、住民生活の維持の上からも交通・輸送活動の確保は重要な課題である。			大規模な災害発生に際し、住民の生命の保全、住民生活の維持の上からも交通・輸送活動の確保は重要な課題である。				
緊急輸送活動は、災害発生防止、被害の拡大防止、 負傷者 、病人の搬送や災害応急対策を実施する際に必要な人員、物資等の輸送等、特に速やかに対応が望まれることから、防災関係機関は密接な連携を保ちながら緊急輸送路を確保し、輸送を実施する。			緊急輸送活動は、災害発生防止、被害の拡大防止、 要救助者 、病人の搬送や災害応急対策を実施する際に必要な人員、物資等の輸送等、特に速やかに対応が望まれることから、防災関係機関は密接な連携を保ちながら緊急輸送路を確保し、輸送を実施する。			151	字句改める
■実施機関及び担当業務			■実施機関及び担当業務				
	本部長（町長） 防災班	・交通規制等の措置に係る関係機関との連絡調整 ・危険 箇所 、被害状況の把握 ・その他必要な対策		本部長（町長） 防災班	・交通規制等の措置に係る関係機関との連絡調整 ・危険 区域 、被害状況の把握 ・その他必要な対策	151	字句改める
	輸送班	・災害応急輸送力の確保、配分 ・救助物資の輸送		輸送班	・災害応急輸送力の確保、配分 ・救助物資の輸送		

美里町地域防災計画〔第1編～第3編〕 新旧対照表

現行			改正案			頁	備考
	東日本旅客鉄道(株) 仙台支社	・道路運送事業者に対する輸送依頼		東日本旅客鉄道(株) 仙台支社	・道路運送事業者に対する輸送依頼	151	字句加える
	宮城交通(株)	・宮城交通(株)本社への対策本部の設置 ・運行課から各支配人室を経由した各営業部への指示		宮城交通(株)	・宮城交通(株)本社への対策本部の設置 ・運行課から各支配人室を経由した各営業部への指示		
	(公社) 宮城県トラック協会	・緊急・救援輸送体制の整備 ・運送事業者への輸送指示書の発信 ・緊急輸送の実施		(公社) 宮城県トラック協会	・緊急・救援輸送体制の整備 ・運送事業者への輸送指示書の発信 ・緊急輸送の実施		
	遠田警察署	・交通規制計画に基づく交通規制 ・障害物の除去 ・交通規制の際の緊急____車両の確認、標章等の交付 ・交通規制等の目的、区域、措置事項等の連絡 ・自動車運転者、地域住民への交通規制内容の周知		遠田警察署	・交通規制計画に基づく交通規制 ・障害物の除去 ・交通規制の際の緊急通行車両の確認、標章等の交付 ・交通規制等の目的、区域、措置事項等の連絡 ・自動車運転者、地域住民への交通規制内容の周知		
	交通安全指導隊	・警察官の指示による交通整理の実施		交通安全指導隊	・警察官の指示による交通整理の実施		
	道路管理者 (国道、県道、町道)	・道路等の交通確保及び災害復旧 ・災害時における道路交通情報収集及び伝達 ・その他道路管理者が行う防災に係る事務又は業務		道路管理者 (国道、県道、町道)	・道路等の交通確保及び災害復旧 ・災害時における道路交通情報収集及び伝達 ・その他道路管理者が行う防災に係る事務又は業務		
第 1 略			第 1 略				
第 2 輸送要領			第 2 輸送要領				
1 略			1 略				
2 緊急輸送の対象			2 緊急輸送の対象				
緊急車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じてね次のとおりとする。			緊急_____輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じてね次のとおりとする。			152	字句削る
	第一段階	・救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資 ・消防・水防活動等災害発生防止・拡大防止のための人員及び物資 ・政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス水道施設保安要員など初動時の災害応急対策に必要な要員 ・医療機関へ搬送する負傷者等 ・緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資		第一段階	・救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資 ・消防・水防活動等災害発生防止・拡大防止のための人員及び物資 ・政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス水道施設保安要員など初動時の災害応急対策に必要な要員 ・医療機関へ搬送する要救助者等 ・緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資	152	字句改める
	第二段階	・第一段階の続行 ・食料、水等生命の維持に必要な物資 ・傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ・輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資		第二段階	・第一段階の続行 ・食料、水等生命の維持に必要な物資 ・傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ・輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資		
	第三段階	・第二段階の続行 ・災害復旧に必要な人員及び物資 ・生活必需品		第三段階	・第二段階の続行 ・災害復旧に必要な人員及び物資 ・生活必需品		

美里町地域防災計画〔第 1 編～第 3 編〕 新旧対照表

現行	改正案	頁	備考
3 略 第 3 及び第 4 略 第 5 陸上交通の確保 1 1 自動車運転者への周知 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等(交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。)における一般車両の通行は、禁止又は制限されることから、同区域内等にある運転者は次の措置をとる。 ・道路の区間を指定して交通規制が行われた場合は、規制が行われている道路の区間以外の場所に、区域を指定して交通規制が行われた場合は、道路外の場所に、速やかに車両を移動させること。 ・速やかな移動が困難な場合、道路の左端に沿って駐車するなど、緊急____車両の通行の妨げとならない方法により駐車すること。 ・通行禁止区域において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。 2 交通規制 警察は災害が発生した場合は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、交通規制を実施する。 また、道路管理者は、道路が災害を受けた場合、通行を禁止し、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関との連絡をとりながら交通の安全確保に努める。 (1) 基本方針 交通規制における基本方針は次のとおりとする。 ・被災区域内への流入抑制と車両の走行抑制（一般車両走行の抑制、被災区域内への流入の禁止） ・避難路及び緊急交通路への流入抑制（緊急____車両以外の一般車両の通行禁止・制限） ・被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施（緊急____車両の通行路確保のための交通規制・指導、一般車両走行の抑制） ・道路管理者との連携による交通規制の適切な運用 ・緊急交通路に選定された道路及びその関連道路の通行が早急、かつ、円滑にできるための措置 (2) 緊急交通路確保のための措置 町及び関係機関は次の緊急交通路確保のための措置を行う。 交通管制施設の活用 遠田警察署は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。	3 略 第 3 及び第 4 略 第 5 陸上交通の確保 1 1 自動車運転者への周知 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等(交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。)における一般車両の通行は、禁止又は制限されることから、同区域内等にある運転者は次の措置をとる。 ・道路の区間を指定して交通規制が行われた場合は、規制が行われている道路の区間以外の場所に、区域を指定して交通規制が行われた場合は、道路外の場所に、速やかに車両を移動させること。 ・速やかな移動が困難な場合、道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨げとならない方法により駐車すること。 ・通行禁止区域において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。 2 交通規制 警察は災害が発生した場合は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、交通規制を実施する。 また、道路管理者は、道路が災害を受けた場合、通行を禁止し、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関との連絡をとりながら交通の安全確保に努める。 (1) 基本方針 交通規制における基本方針は次のとおりとする。 ・被災区域内への流入抑制と車両の走行抑制（一般車両走行の抑制、被災区域内への流入の禁止） ・避難路及び緊急交通路への流入抑制（緊急通行車両以外の一般車両の通行禁止・制限） ・被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施（緊急通行車両の通行路確保のための交通規制・指導、一般車両走行の抑制） ・道路管理者との連携による交通規制の適切な運用 ・緊急交通路に選定された道路及びその関連道路の通行が早急、かつ、円滑にできるための措置 (2) 緊急交通路確保のための措置 町及び関係機関は次の緊急交通路確保のための措置を行う。 交通管制施設の活用 遠田警察署は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。	153	字句加える
		154	字句加える 字句加える

美里町地域防災計画〔第 1 編～第 3 編〕 新旧対照表

現行			改正案			頁	備考															
	<table><tr><td>放置車両の撤去</td><td>遠田警察署は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去を行う。</td></tr><tr><td>運転者等に対する措置命令</td><td>遠田警察署は、緊急____車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者に対し車両の移動等の措置命令を行う。</td></tr><tr><td>自衛官、消防吏員、交通安全指導隊の措置</td><td>警察官がいない場合、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官又は消防吏員、交通安全指導隊は上記「放置車両の撤去」、「運転者等に対する措置命令」の措置をとることができる。</td></tr><tr><td>関係機関等との連携</td><td>交通規制にあたっては、道路管理者、防災担当部等と相互に密接な連携を図るものとし、また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等に交通誘導の実施等を要請するものとする。</td></tr></table>	放置車両の撤去	遠田警察署は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去を行う。	運転者等に対する措置命令	遠田警察署は、緊急____車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者に対し車両の移動等の措置命令を行う。	自衛官、消防吏員、交通安全指導隊の措置	警察官がいない場合、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官又は消防吏員、交通安全指導隊は上記「放置車両の撤去」、「運転者等に対する措置命令」の措置をとることができる。	関係機関等との連携	交通規制にあたっては、道路管理者、防災担当部等と相互に密接な連携を図るものとし、また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等に交通誘導の実施等を要請するものとする。		<table><tr><td>放置車両の撤去</td><td>遠田警察署は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去を行う。</td></tr><tr><td>運転者等に対する措置命令</td><td>遠田警察署は、緊急<u>通行</u>車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者に対し車両の移動等の措置命令を行う。</td></tr><tr><td>自衛官、消防吏員、交通安全指導隊の措置</td><td>警察官がいない場合、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官又は消防吏員、交通安全指導隊は上記「放置車両の撤去」、「運転者等に対する措置命令」の措置をとることができる。</td></tr><tr><td>関係機関等との連携</td><td>交通規制にあたっては、道路管理者、防災担当部等と相互に密接な連携を図るものとし、また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等に交通誘導の実施等を要請するものとする。</td></tr></table>	放置車両の撤去	遠田警察署は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去を行う。	運転者等に対する措置命令	遠田警察署は、緊急 <u>通行</u> 車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者に対し車両の移動等の措置命令を行う。	自衛官、消防吏員、交通安全指導隊の措置	警察官がいない場合、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官又は消防吏員、交通安全指導隊は上記「放置車両の撤去」、「運転者等に対する措置命令」の措置をとることができる。	関係機関等との連携	交通規制にあたっては、道路管理者、防災担当部等と相互に密接な連携を図るものとし、また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等に交通誘導の実施等を要請するものとする。		154	字句加える
放置車両の撤去	遠田警察署は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去を行う。																					
運転者等に対する措置命令	遠田警察署は、緊急____車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者に対し車両の移動等の措置命令を行う。																					
自衛官、消防吏員、交通安全指導隊の措置	警察官がいない場合、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官又は消防吏員、交通安全指導隊は上記「放置車両の撤去」、「運転者等に対する措置命令」の措置をとることができる。																					
関係機関等との連携	交通規制にあたっては、道路管理者、防災担当部等と相互に密接な連携を図るものとし、また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等に交通誘導の実施等を要請するものとする。																					
放置車両の撤去	遠田警察署は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去を行う。																					
運転者等に対する措置命令	遠田警察署は、緊急 <u>通行</u> 車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者に対し車両の移動等の措置命令を行う。																					
自衛官、消防吏員、交通安全指導隊の措置	警察官がいない場合、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官又は消防吏員、交通安全指導隊は上記「放置車両の撤去」、「運転者等に対する措置命令」の措置をとることができる。																					
関係機関等との連携	交通規制にあたっては、道路管理者、防災担当部等と相互に密接な連携を図るものとし、また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等に交通誘導の実施等を要請するものとする。																					
(3)～(5) 略			(3)～(5) 略																			
3 緊急____車両の確認			3 緊急 <u>通行</u> 車両の確認 <u>手続き</u>			154	字句加える															
			<u>災害発生直後から、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、次により緊急通行車両であることの確認を受け、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受ける。</u>																			
(1) 事前届出			(1) <u>申出先</u>			155	字句改める															
<u>緊急通行業務の実施責任者は、県公安委員会の届出済証をもとに緊急車両の確認を迅速、かつ、円滑に行う。</u>			<u>警察本部、高速道路交通警察隊又は警察署</u>																			
(2) <u>申し出事項</u>			(2) <u>申出事項</u>																			
<u>緊急車両の運転者は、次の事項を申し出て確認を受ける。</u>			<u>ア 番号標に表示されている番号</u>																			
<table><tr><td>・車両番号標に標示されている番号</td></tr><tr><td>・車両の用途（輸送人員又は品名）</td></tr><tr><td>・使用者の住所、氏名</td></tr><tr><td>・輸送日時</td></tr><tr><td>・輸送経路（出発地、経由地及び目的地名）</td></tr><tr><td>・その他参考事項（事前届出を行っている場合は、緊急通行車両等事前届出済証を提出）</td></tr></table>			・車両番号標に標示されている番号	・車両の用途（輸送人員又は品名）	・使用者の住所、氏名	・輸送日時	・輸送経路（出発地、経由地及び目的地名）	・その他参考事項（事前届出を行っている場合は、緊急通行車両等事前届出済証を提出）	<u>イ 車両の用途</u>													
			・車両番号標に標示されている番号																			
			・車両の用途（輸送人員又は品名）																			
			・使用者の住所、氏名																			
			・輸送日時																			
			・輸送経路（出発地、経由地及び目的地名）																			
・その他参考事項（事前届出を行っている場合は、緊急通行車両等事前届出済証を提出）																						
<u>ウ 活動地域</u>																						
<u>エ 車両の使用者の住所及び氏名</u>																						
<u>オ 緊急連絡先</u>																						
(3) <u>標章等の交付</u>			(3) <u>必要書類</u>																			
<u>県公安委員会は、緊急通行車両の確認をしたときは、当該車両の使用者に対し緊急通行車両である旨の標章及び証明書を発行する。</u>			<u>ア 緊急通行車両確認申出書</u>																			
			<u>イ 添付書類</u>																			
			<u>(ア) 車検証の写し</u>																			
			<u>(イ) 防災計画書、契約書等の災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類</u>																			
			<u>(ウ) 指定行政機関等の車両であることを確かめるに足りる書類</u>																			
			<u>事前届出済証の交付を受けている車両については、事前届出済証の提示とアのみで足りるものとする。</u>																			
			<u>また、災害発生時においては、イ（ウ）は不要とする。</u>																			
4～5 略			4～5 略																			
第 1 7 節 ヘリコプターの活動			第 1 7 節 ヘリコプターの活動																			
大規模な災害時においては、道路の損壊に加え、倒伏した電柱などの道路上の支障物により道路			大規模な災害時においては、道路の損壊に加え、倒伏した電柱などの道路上の支障物により道路																			

美里町地域防災計画〔第 1 編～第 3 編〕 新旧対照表

現行		改正案		頁	備考																																
網の確保が困難となることが予想されることから、機動性に優れたヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集・伝達や救出救助活動、<u>負傷者</u>の搬送、救援物資の搬送等、広域的・機動的な活動を行う。 ■実施機関及び担当業務 <table><tr><td>防災班</td><td>・ヘリコプターの要請</td></tr></table>		防災班	・ヘリコプターの要請	網の確保が困難となることが予想されることから、機動性に優れたヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集・伝達や救出救助活動、<u>要救助者</u>の搬送、救援物資の搬送等、広域的・機動的な活動を行う。 ■実施機関及び担当業務 <table><tr><td>防災班</td><td>・ヘリコプターの要請</td></tr></table>		防災班	・ヘリコプターの要請	155	字句改める																												
防災班	・ヘリコプターの要請																																				
防災班	・ヘリコプターの要請																																				
第 1 及び第 2 略		第 1 及び第 2 略																																			
第 1 8 節 公共土木施設等の応急復旧		第 1 8 節 公共土木施設等の応急復旧																																			
道路、鉄道等の交通基盤、河川及びその他の公共土木施設は、町民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、大規模災害時の 応急対策活動において重要な役割を果たす。このため、これらの施設については、それぞれ応急対策を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。 ■実施機関及び担当業務 <table><tr><td>仙台河川国道事務所 北上川下流河川事務所</td><td>・国道 1 0 8 号、橋<u>りょう</u>の応急対策 ・河川の応急対策</td></tr><tr><td>北部土木事務所</td><td>・県道、橋<u>りょう</u>の応急対策 ・河川の応急対策</td></tr><tr><td>鳴子ダム管理所</td><td>・ダム施設の応急対策</td></tr><tr><td>管理班 建設班</td><td>・町道及び生活道路、橋<u>りょう</u>の応急対策 ・河川の応急対策 ・公園施設の応急対策</td></tr><tr><td>建設班</td><td>・町公共施設の応急対策</td></tr><tr><td>企画班</td><td>・町内各種建築物の災害復旧の指導 ・応急危険度判定の事務</td></tr><tr><td>東日本旅客鉄道(株) 仙台支社</td><td>・鉄道施設の応急復旧 ・旅客の避難措置</td></tr><tr><td>大崎広域東部クリーンセンター</td><td>・災害廃棄物の処理</td></tr></table>		仙台河川国道事務所 北上川下流河川事務所	・国道 1 0 8 号、橋 <u>りょう</u> の応急対策 ・河川の応急対策	北部土木事務所	・県道、橋 <u>りょう</u> の応急対策 ・河川の応急対策	鳴子ダム管理所	・ダム施設の応急対策	管理班 建設班	・町道及び生活道路、橋 <u>りょう</u> の応急対策 ・河川の応急対策 ・公園施設の応急対策	建設班	・町公共施設の応急対策	企画班	・町内各種建築物の災害復旧の指導 ・応急危険度判定の事務	東日本旅客鉄道(株) 仙台支社	・鉄道施設の応急復旧 ・旅客の避難措置	大崎広域東部クリーンセンター	・災害廃棄物の処理	道路、鉄道等の交通基盤、河川及びその他の公共土木施設は、町民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、大規模災害時の 応急対策活動において重要な役割を果たす。このため、これらの施設については、それぞれ応急対策を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。 ■実施機関及び担当業務 <table><tr><td>仙台河川国道事務所 北上川下流河川事務所</td><td>・国道 1 0 8 号、橋<u>梁</u>の応急対策 ・河川の応急対策</td></tr><tr><td>北部土木事務所</td><td>・県道、橋<u>梁</u>の応急対策 ・河川の応急対策</td></tr><tr><td>鳴子ダム管理所</td><td>・ダム施設の応急対策</td></tr><tr><td>管理班 建設班</td><td>・町道及び生活道路、橋<u>梁</u>の応急対策 ・河川の応急対策 ・公園施設の応急対策</td></tr><tr><td>建設班</td><td>・町公共施設の応急対策</td></tr><tr><td>企画班</td><td>・町内各種建築物の災害復旧の指導 ・応急危険度判定の事務</td></tr><tr><td>東日本旅客鉄道(株) 仙台支社</td><td>・鉄道施設の応急復旧 ・旅客の避難措置</td></tr><tr><td>大崎広域東部クリーンセンター</td><td>・災害廃棄物の処理</td></tr></table>		仙台河川国道事務所 北上川下流河川事務所	・国道 1 0 8 号、橋 <u>梁</u> の応急対策 ・河川の応急対策	北部土木事務所	・県道、橋 <u>梁</u> の応急対策 ・河川の応急対策	鳴子ダム管理所	・ダム施設の応急対策	管理班 建設班	・町道及び生活道路、橋 <u>梁</u> の応急対策 ・河川の応急対策 ・公園施設の応急対策	建設班	・町公共施設の応急対策	企画班	・町内各種建築物の災害復旧の指導 ・応急危険度判定の事務	東日本旅客鉄道(株) 仙台支社	・鉄道施設の応急復旧 ・旅客の避難措置	大崎広域東部クリーンセンター	・災害廃棄物の処理	157	字句改める 字句改める 字句改める
仙台河川国道事務所 北上川下流河川事務所	・国道 1 0 8 号、橋 <u>りょう</u> の応急対策 ・河川の応急対策																																				
北部土木事務所	・県道、橋 <u>りょう</u> の応急対策 ・河川の応急対策																																				
鳴子ダム管理所	・ダム施設の応急対策																																				
管理班 建設班	・町道及び生活道路、橋 <u>りょう</u> の応急対策 ・河川の応急対策 ・公園施設の応急対策																																				
建設班	・町公共施設の応急対策																																				
企画班	・町内各種建築物の災害復旧の指導 ・応急危険度判定の事務																																				
東日本旅客鉄道(株) 仙台支社	・鉄道施設の応急復旧 ・旅客の避難措置																																				
大崎広域東部クリーンセンター	・災害廃棄物の処理																																				
仙台河川国道事務所 北上川下流河川事務所	・国道 1 0 8 号、橋 <u>梁</u> の応急対策 ・河川の応急対策																																				
北部土木事務所	・県道、橋 <u>梁</u> の応急対策 ・河川の応急対策																																				
鳴子ダム管理所	・ダム施設の応急対策																																				
管理班 建設班	・町道及び生活道路、橋 <u>梁</u> の応急対策 ・河川の応急対策 ・公園施設の応急対策																																				
建設班	・町公共施設の応急対策																																				
企画班	・町内各種建築物の災害復旧の指導 ・応急危険度判定の事務																																				
東日本旅客鉄道(株) 仙台支社	・鉄道施設の応急復旧 ・旅客の避難措置																																				
大崎広域東部クリーンセンター	・災害廃棄物の処理																																				
第 1 ～第 4 略		第 1 ～第 4 略																																			
第 5 鉄道施設（東日本旅客鉄道株式会社仙台支社） 1 から 4 略		第 5 鉄道施設（東日本旅客鉄道株式会社仙台支社） 1 から 4 略																																			
5 消防及び救助に関する措置		5 消防及び救助に関する措置																																			
災害、その他の原因により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。 災害等により<u>負傷者</u>が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに<u>負傷者</u>の救出、救護に努める。また、大規模災害により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部		災害、その他の原因により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。 災害等により <u>要救助者</u>が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに<u>要救助者</u>の救出、救護に努める。また、大規模災害により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策		159	字句改める																																

美里町地域防災計画〔第1編～第3編〕 新旧対照表

[illegible]

美里町地域防災計画〔第 1 編～第 3 編〕 新旧対照表

現行	改正案	頁	備考								
2 建築資材の調達 応急仮設住宅の建設等に必要な建築資材は、<u>(一社)プレハブ建築協会及び宮城県木造応急仮設住宅建設協議会等関係団体</u>の関係業者とあらかじめ協議し、必要があると認めるときは、供給を要請する。 3 建築技術者の確保 応急仮設住宅の建設等に必要な建築技術者については、<u>(一社)プレハブ建築協会及び宮城県木造応急仮設住宅建設協議会等関係団体</u>の建設業者、組合等とあらかじめ協議し、必要があると認めるときは、確保に努める。 第 2 0 節から第 2 3 節 略 第 2 4 節 遺体等の搜索・処理・埋葬 大規模な災害による火災、建物倒壊、土砂災害などで死者、行方不明者が生じた場合、町は、防災関係機関との連携により、これらの搜索、処理を速やかに行う。 ■実施機関及び担当業務 <table><tr><td>遠田警察署 大崎地域広域行政事務組合消防本部 消防団員</td><td>・行方不明、死亡していると推定される者の搜索</td></tr><tr><td>衛生班</td><td>・遺族等が混乱期のためできないと認められる遺体の処理と収容及び埋葬 ・遺体安置場所の設定 ・火葬場、埋葬予定場所の設定</td></tr></table> 第 1 遺体等の搜索 町は、災害救助法が適用され、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状態から既に死亡していると推定される者の搜索を行う。 警察官及び防災関係機関は、検視（<u>遺体見分</u>）、死亡者の措置及び行方不明者の搜索等に関し相互に協力する。 第 2 遺体の検視（<u>遺体見分</u>）、収容及び処理 町は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため遺体の処理ができない場合に、警察等の検視_____、医師による死亡確認を経た上で、遺体の一時保存、洗浄、修復、消毒などの処理を行う。 警察は、警察官が発見した遺体及び警察官等に届け出があった遺体又は変死体等について検視を行う。 町は、警察と連携し、検視遺体数及び病院、消防等関係機関と連絡をとり、検視を経ないで医師が死亡確認した災害に原因した遺体数を確認して、災害による死者を把握する。また、遺体の適正な保存のため、必要な棺やドライアイス_____等の確保の支援に努める。	遠田警察署 大崎地域広域行政事務組合消防本部 消防団員	・行方不明、死亡していると推定される者の搜索	衛生班	・遺族等が混乱期のためできないと認められる遺体の処理と収容及び埋葬 ・遺体安置場所の設定 ・火葬場、埋葬予定場所の設定	とする。 2 建築資材の調達 応急仮設住宅の建設等に必要な建築資材は、<u>県が協定を締結した団体等</u>の関係業者とあらかじめ協議し、必要があると認めるときは、供給を要請する。 3 建築技術者の確保 応急仮設住宅の建設等に必要な建築技術者については<u>県が協定を締結した団体等</u>の建設業者、組合等とあらかじめ協議し、必要があると認めるときは、確保に努める。 第 2 0 節から第 2 3 節 略 第 2 4 節 遺体等の搜索・処理・埋葬 大規模な災害による火災、建物倒壊、土砂災害などで死者、行方不明者が生じた場合、町は、防災関係機関との連携により、これらの搜索、処理を速やかに行う。 ■実施機関及び担当業務 <table><tr><td>遠田警察署 大崎地域広域行政事務組合消防本部 消防団員</td><td>・行方不明、死亡していると推定される者の搜索</td></tr><tr><td>衛生班</td><td>・遺族等が混乱期のためできないと認められる遺体の処理と収容及び埋葬 ・遺体安置場所の設定 ・火葬場、埋葬予定場所の設定</td></tr></table> 第 1 遺体等の搜索 町は、災害救助法が適用され、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状態から既に死亡していると推定される者の搜索を行う。 警察官及び防災関係機関は、検視（<u>死体調査</u>）、死亡者の措置及び行方不明者の搜索等に関し相互に協力する。 第 2 遺体の検視（<u>死体調査</u>）、収容及び処理 町は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため遺体の処理ができない場合に、警察等の検視<u>（死体調査）</u>、医師師による死亡確認を経た上で、遺体の一時保存、洗浄、修復、消毒などの処理を行う。 警察は、警察官が発見した遺体及び警察官等に届け出があった遺体又は変死体等について検視を行う。 町は、警察と連携し、検視遺体数及び病院、消防等関係機関と連絡をとり、検視を経ないで医師が死亡確認した災害に原因した遺体数を確認して、災害による死者を把握する。また、遺体の適正な保存のため、必要な棺やドライアイス、<u>遺体収納袋</u>等の確保の支援に努める。	遠田警察署 大崎地域広域行政事務組合消防本部 消防団員	・行方不明、死亡していると推定される者の搜索	衛生班	・遺族等が混乱期のためできないと認められる遺体の処理と収容及び埋葬 ・遺体安置場所の設定 ・火葬場、埋葬予定場所の設定	162	字句改める
遠田警察署 大崎地域広域行政事務組合消防本部 消防団員	・行方不明、死亡していると推定される者の搜索										
衛生班	・遺族等が混乱期のためできないと認められる遺体の処理と収容及び埋葬 ・遺体安置場所の設定 ・火葬場、埋葬予定場所の設定										
遠田警察署 大崎地域広域行政事務組合消防本部 消防団員	・行方不明、死亡していると推定される者の搜索										
衛生班	・遺族等が混乱期のためできないと認められる遺体の処理と収容及び埋葬 ・遺体安置場所の設定 ・火葬場、埋葬予定場所の設定										
			字句改める								
		170	字句改める								
		170	字句改める								
		170	字句改める								

美里町地域防災計画〔第 1 編～第 3 編〕 新旧対照表

現行	改正案	頁	備考												
第 3 略 第 2 5 節から第 2 6 節 略 第 2 7 節 教育活動 教育委員会は、災害により教育施設が被災し、児童、生徒又は幼児の被災により通常の実施を行うことができない場合は、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得ながら教育施設の応急復旧、児童・生徒又は幼児の教育対策等必要な措置を講じる。 ■実施機関及び担当業務 <table><tr><td>学校班</td><td>・被害状況の把握 ・教育施設の応急復旧 ・避難所の運営協力 ・応急教育の実施 ・学用品等の調達 ・給食の実施</td></tr><tr><td>社会教育施設班</td><td>・文化財の応急措置</td></tr><tr><td>学校長、園長等</td><td>・児童生徒等の避難__指示__及び誘導 ・被害状況の把握 ・保護者との連絡、引渡し等の措置 ・児童生徒等の健康管理</td></tr></table> 第 1 避難措置 学校長又は園長等は、災害が発生した場合、町長が避難__指示等を行った場合、児童・生徒・幼児の安全を確保するため、次の措置を講ずる。 1 在校時の措置 災害の状況を的確に判断し、速やかに児童・生徒、幼児の避難__指示__及び誘導を行うとともに、<u>負傷者</u>の有無及び被害状況の把握に努める。 また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じる。 なお、遠足等校外活動時に災害が発生した場合は、引率の担当教職員が適切な指示及び誘導を行い、速やかに学校長へ状況を報告する。 2 登下校時及び休日等の状況把握 登下校時及び夜間・休日等に災害が発生した場合は、保護者等と連絡をとり、児童・生徒、幼児の安否確認及び状況把握に努める。 3 児童生徒等の健康管理 災害が発生した場合及び町長が避難__指示等を行った場合、児童・生徒・幼児が心的あるいは身体的なストレス等を受けることがあることから、学校長等は、担当教職員等に指示して保護者等と連携しながら、児童生徒等の健康管理に努める。	学校班	・被害状況の把握 ・教育施設の応急復旧 ・避難所の運営協力 ・応急教育の実施 ・学用品等の調達 ・給食の実施	社会教育施設班	・文化財の応急措置	学校長、園長等	・児童生徒等の避難__指示__及び誘導 ・被害状況の把握 ・保護者との連絡、引渡し等の措置 ・児童生徒等の健康管理	第 3 略 第 2 5 節から第 2 6 節 略 第 2 7 節 教育活動 教育委員会は、災害により教育施設が被災し、児童、生徒又は幼児の被災により通常の実施を行うことができない場合は、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得ながら教育施設の応急復旧、児童・生徒又は幼児の教育対策等必要な措置を講じる。 ■実施機関及び担当業務 <table><tr><td>学校班</td><td>・被害状況の把握 ・教育施設の応急復旧 ・避難所の運営協力 ・応急教育の実施 ・学用品等の調達 ・給食の実施</td></tr><tr><td>社会教育施設班</td><td>・文化財の応急措置</td></tr><tr><td>学校長、園長等</td><td>・児童生徒等の避難〇指示等及び誘導 ・被害状況の把握 ・保護者との連絡、引渡し等の措置 ・児童生徒等の健康管理</td></tr></table> 第 1 避難措置 学校長又は園長等は、災害が発生した場合、町長が避難〇指示等を行った場合、児童・生徒・幼児の安全を確保するため、次の措置を講ずる。 1 在校時の措置 災害の状況を的確に判断し、速やかに児童・生徒、幼児の避難〇指示等及び誘導を行うとともに、<u>要救助者</u>の有無及び被害状況の把握に努める。 また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じる。 なお、遠足等校外活動時に災害が発生した場合は、引率の担当教職員が適切な指示及び誘導を行い、速やかに学校長へ状況を報告する。 2 登下校時及び休日等の状況把握 登下校時及び夜間・休日等に災害が発生した場合は、保護者等と連絡をとり、児童・生徒、幼児の安否確認及び状況把握に努める。 3 児童生徒等の健康管理 災害が発生した場合及び町長が避難〇指示等を行った場合、児童・生徒・幼児が心的あるいは身体的なストレス等を受けることがあることから、学校長等は、担当教職員等に指示して保護者等と連携しながら、児童生徒等の健康管理に努める。	学校班	・被害状況の把握 ・教育施設の応急復旧 ・避難所の運営協力 ・応急教育の実施 ・学用品等の調達 ・給食の実施	社会教育施設班	・文化財の応急措置	学校長、園長等	・児童生徒等の避難〇指示等及び誘導 ・被害状況の把握 ・保護者との連絡、引渡し等の措置 ・児童生徒等の健康管理	174	字句加える
学校班	・被害状況の把握 ・教育施設の応急復旧 ・避難所の運営協力 ・応急教育の実施 ・学用品等の調達 ・給食の実施														
社会教育施設班	・文化財の応急措置														
学校長、園長等	・児童生徒等の避難__指示__及び誘導 ・被害状況の把握 ・保護者との連絡、引渡し等の措置 ・児童生徒等の健康管理														
学校班	・被害状況の把握 ・教育施設の応急復旧 ・避難所の運営協力 ・応急教育の実施 ・学用品等の調達 ・給食の実施														
社会教育施設班	・文化財の応急措置														
学校長、園長等	・児童生徒等の避難〇指示等及び誘導 ・被害状況の把握 ・保護者との連絡、引渡し等の措置 ・児童生徒等の健康管理														
		174	字句加える												
		174	字句加える 字句改める												
		174	字句加える												

美里町地域防災計画〔第1編～第3編〕 新旧対照表

現行	改正案	頁	備考
第２～第９　略 第２８節から第３１節　略 第３２節　災害種別毎応急対策 略 第１　火災応急対策 火災発生時には、消防機関は、県、町、住民、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、被害を最小限に食い止めるため、全機能を挙げて、延焼拡大防止措置等を行う。 １　消火活動の基本 火災による被害を防止又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、火災発生直後の初期消火及び延焼拡大防止措置を行い、また、各防災関係機関は、火災発生直後あらゆる方法により住民等に延焼拡大防止及び初期消火の徹底について呼びかける。 （１）　消火活動の基本 消火活動にあたっては、火災の状況が消防力を下回るときは先制防ぎょ活動により一挙鎮圧を図り、また上回るときは、次の原則に基づき選択防ぎょにより行う。 （１）　重要防ぎょ地区優先の原則 同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要、かつ、危険度の高い地域を優先して消火活動を行う。 （２）　消火有効地域優先の原則 警防区域設定等順位を設定している場合、同位区に複数の火災が発生した場合には、消火有効地域を優先して消火活動を行う。 （３）　市街地火災優先の原則 大量危険物製造、貯蔵、取扱を行う施設及び工場等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後には部隊を集中して消火活動にあたるものとする。ただし、高層建築物で不特定多数の者を収容する対象物等から出火した場合は、特装車を活用し、人命の救助を優先とした活動を行う。 （４）　重要対象物優先の原則 重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防ぎょ上必要な消火活動を優先する。 （５）　火災現場活動の原則 出動隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助、救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧する。	第２～第９　略 第２８節から第３１節　略 第３２節　災害種別毎応急対策 略 第１　火災応急対策 火災発生時には、消防機関は、県、町、住民、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、被害を最小限に食い止めるため、全機能を挙げて、延焼拡大防止措置等を行う。 １　消火活動の基本 火災による被害を防止又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、火災発生直後の初期消火及び延焼拡大防止措置を行い、また、各防災関係機関は、火災発生直後あらゆる方法により住民等に延焼拡大防止及び初期消火の徹底について呼びかける。 （１）　消火活動の基本 消火活動にあたっては、火災の状況が消防力を下回るときは先制防ぎょ活動により一挙鎮圧を図り、また上回るときは、次の原則に基づき選択防ぎょにより行う。 （２）　重要防ぎょ地区優先の原則 同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要、かつ、危険度の高い地域を優先して消火活動を行う。 （３）　消火有効地域優先の原則 警防区域設定等順位を設定している場合、同位区に複数の火災が発生した場合には、消火有効地域を優先して消火活動を行う。 （４）　市街地火災優先の原則 大量危険物製造、貯蔵、取扱を行う施設及び工場等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後には部隊を集中して消火活動にあたるものとする。ただし、高層建築物で不特定多数の者を収容する対象物等から出火した場合は、特装車を活用し、人命の救助を優先とした活動を行う。 （５）　重要対象物優先の原則 重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防ぎょ上必要な消火活動を優先する。 （６）　火災現場活動の原則 出動隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助、救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧する。	190 191 191 191 191 191	字句加える 文字改める 文字改める 文字改める 文字改める 文字改める

美里町地域防災計画〔第 1 編～第 3 編〕 新旧対照表

現行	改正案	頁	備考
火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。 2 消防本部の活動 消防長は、消防本部管内の消防隊及び消防団を指揮し、各関係機関と相互に連絡をとり、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、「（大崎地域広域行政事務組合消防本部）消防計画」に基づき、次により効果的な消防活動を行う。 （1） 初期における情報収集体制 火災発生時において、消防機関が消防力をいかに効率よく発揮するかは、初動体制を確立する上で特に重要であることから、有線及び無線等の通信施設のみならず、ヘリコプター、参集職員並びに消防団及び自主防災組織を活用した緊急情報連絡網等あらゆる手段を利用し、迅速・的確な情報収集を行う。 （2） 火災の初期消火と延焼防止 火災が発生した場合は、消防団や自主防災組織を指揮し、初期消火に努め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。 なお、災害によって、建築物の倒壊、<u>橋りょう</u>の損壊及び交通渋滞等による道路障害が発生し、消火活動が大きく阻害される場合は、道路障害が発生した場合における直近の効果的な迂回路を利用し、消火活動を行う。 また、災害によって消防水利の確保が困難になった場合は、あらかじめ計画された河川・井戸等の自然水利を活用するほか、長距離中継送水での消火活動を行う。 3 消防団の活動 火災が発生し、大崎地域広域行政事務組合消防本部からの要請があった場合、町長は、消防計画に基づき、消防活動を指示する。住民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先とした初期消火にあたる。 （1） 出火警戒活動 火災等の災害発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火警戒を呼びかける。 （2） 消火活動 災害により出火した場合は、住民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先とした初期消火にあたる。 （3） 災害情報の収集伝達活動 関係機関と相互に連絡をとり、災害の情報を収集するとともに、地域住民へ伝達する。 （4） 避難誘導 <u>避難</u> 指示等が出された場合は、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全な場所に誘導する。 4 から 7 略 第 2 から第 5 略 第 6 道路災害応急対策 道路災害による<u>負傷者</u>等の発生や道路機能の支障発生に対しては、道路管理者及び防災関係機関	火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。 2 消防本部の活動 消防長は、消防本部管内の消防隊及び消防団を指揮し、各関係機関と相互に連絡をとり、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、「（大崎地域広域行政事務組合消防本部）消防計画」に基づき、次により効果的な消防活動を行う。 （1） 初期における情報収集体制 火災発生時において、消防機関が消防力をいかに効率よく発揮するかは、初動体制を確立する上で特に重要であることから、有線及び無線等の通信施設のみならず、ヘリコプター、参集職員並びに消防団及び自主防災組織を活用した緊急情報連絡網等あらゆる手段を利用し、迅速・的確な情報収集を行う。 （2） 火災の初期消火と延焼防止 火災が発生した場合は、消防団や自主防災組織を指揮し、初期消火に努め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。 なお、災害によって、建築物の倒壊、<u>橋梁</u>の損壊及び交通渋滞等による道路障害が発生し、消火活動が大きく阻害される場合は、道路障害が発生した場合における直近の効果的な迂回路を利用し、消火活動を行う。 また、災害によって消防水利の確保が困難になった場合は、あらかじめ計画された河川・井戸等の自然水利を活用するほか、長距離中継送水での消火活動を行う。 3 消防団の活動 火災が発生し、大崎地域広域行政事務組合消防本部からの要請があった場合、町長は、消防計画に基づき、消防活動を指示する。住民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先とした初期消火にあたる。 （1） 出火警戒活動 火災等の災害発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火警戒を呼びかける。 （2） 消火活動 災害により出火した場合は、住民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先とした初期消火にあたる。 （3） 災害情報の収集伝達活動 関係機関と相互に連絡をとり、災害の情報を収集するとともに、地域住民へ伝達する。 （4） 避難誘導 <u>避難</u> 指示等が出された場合は、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全な場所に誘導する。 4 から 7 略 第 2 から第 5 略 第 6 道路災害応急対策 道路災害による<u>要救助者</u>等の発生や道路機能の支障発生に対しては、道路管理者及び防災関係機関	191	文字改める
		192	字句加える
		197	字句改める

美里町地域防災計画〔第 1 編～第 3 編〕 新旧対照表

現行	改正案	頁	備考
は密接な連携を確保して、速やかな応急対策を講ずる。 ■実施機関 管理班、建設班、仙台河川国道事務所、北部土木事務所、東日本旅客鉄道(株)仙台支社 1 被災状況等の把握 道路管理者は、災害発生直後にパトロール等の緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、<u>負傷者</u>等の発生があった場合には、速やかに関係機関に通報するなど、所要の措置を講ずる。 また、維持管理委託業者等を指揮して被害情報の収集に努める。 2 <u>負傷者</u>の救助・救出 道路災害による<u>負傷者</u>が発生した場合には、関係機関は連携を図りながら、速やかに救助・救出活動を行う。 3～4 略 第 3 3 節 略 第 3 章 災害復旧・復興対策 第 1 節から第 7 節 略 第 3 編 地震災害対策編 第 1 章 災害予防対策 第 1 節 略 第 2 節 地盤にかかる施設等の災害対策 町及び防災関係機関は、地震や大雨等に伴う土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るために危険<u>箇所</u>の実態を調査し、危険<u>箇所</u>における災害防止策について、関係係者に対し啓発及び指導を行う。 ■実施機関 防災管財課、建設課、産業振興課、消防団、北部土木事務所、大崎地域広域行政事務組合消防本部	関は密接な連携を確保して、速やかな応急対策を講ずる。 ■実施機関 管理班、建設班、仙台河川国道事務所、北部土木事務所、東日本旅客鉄道(株)仙台支社 1 被災状況等の把握 道路管理者は、災害発生直後にパトロール等の緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、<u>要救助者</u>等の発生があった場合には、速やかに関係機関に通報するなど、所要の措置を講ずる。 また、維持管理委託業者等を指揮して被害情報の収集に努める。 2 <u>要救助者</u>の救助・救出 道路災害による<u>要救助者</u>が発生した場合には、関係機関は連携を図りながら、速やかに救助・救出活動を行う。 3～4 略 第 3 3 節 略 第 3 章 災害復旧・復興対策 第 1 節から第 7 節 略 第 3 編 地震災害対策編 第 1 章 災害予防対策 第 1 節 略 第 2 節 地盤にかかる施設等の災害対策 町及び防災関係機関は、地震や大雨等に伴う土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るために危険<u>区域等</u>の実態を調査し、危険<u>区域等</u>における災害防止策について、関係__者に対し啓発及び指導を行う。 ■実施機関 防災管財課、建設課、産業振興課、消防団、北部土木事務所、大崎地域広域行政事務組合消防本部	197	字句改める 字句改める 字句改める
		212	字句改める 字句削る

美里町地域防災計画〔第 1 編～第 3 編〕 新旧対照表

現行	改正案	頁	備考
第 1 略 第 2 から第 3 略 第 3 節 略 第 4 節 交通施設の災害対策 略 第 1 道路施設 道路管理者は、防災点検及び震災点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。また、地震災害対策上必要とする道路施設については、地震防災緊急事業五箇年計画や道路整備五箇年計画等に基づき緊急を要する施設から随時整備を進める。 1 道路 (1) 耐震性の強化 道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施するとともに、道路の改築や新設に当たっては、耐震基準に基づいた整備を図る。 (2) から (4) 略 2 橋梁 落橋、変状等の被害が想定される道路橋、側道橋等については、橋りょう補強工事を実施し耐震性を高める。 3 ～ 4 略 第 2 鉄道施設（東日本旅客鉄道株式会社） 鉄道事業者は、橋りょう、土地構造物等の施設を主体に、必要により補強対策を推進し、耐震性の向上を図るとともに、地震等による異常事態が発生したときは、運転規制等によって災害の防止を図る。また、土木建造物の変状又は既変上の進行の有無を把握するため、定期検査を実施するとともに、線路等災害警備計画を作成し、地震時等の線路巡回計画を定める。さらに、線路に近接する施設の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設管理関係者に施設の整備を要請する。	第 1 略 第 2 から第 3 略 第 3 節 略 第 4 節 交通施設の災害対策 略 第 1 道路施設 道路管理者は、防災点検及び震災点検等で対応が必要とされた区域について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。また、地震災害対策上必要とする道路施設については、地震防災緊急事業五箇年計画や道路整備五箇年計画等に基づき緊急を要する施設から随時整備を進める。 1 道路 (1) 耐震性の強化 道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害が想定される危険区域について、防災工事等を実施するとともに、道路の改築や新設に当たっては、耐震基準に基づいた整備を図る。 (2) から (4) 略 2 橋梁 落橋、変状等の被害が想定される道路橋、側道橋等については、橋梁補強工事を実施し耐震性を高める。 3 ～ 4 略 第 2 鉄道施設（東日本旅客鉄道株式会社） 鉄道事業者は、橋梁、土地構造物等の施設を主体に、必要により補強対策を推進し、耐震性の向上を図るとともに、地震等による異常事態が発生したときは、運転規制等によって災害の防止を図る。また、土木建造物の変状又は既変上の進行の有無を把握するため、定期検査を実施するとともに、線路等災害警備計画を作成し、地震時等の線路巡回計画を定める。さらに、線路に近接する施設の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設管理関係者に施設の整備を要請する。	214 212 215 215	字句改める 字句改める 字句改める 字句改める

美里町地域防災計画〔第 1 編～第 3 編〕 新旧対照表

現行	改正案	頁	備考
第 5 節から第 9 節 略	第 5 節から第 9 節 略		
第 9 節 職員の配備体制	第 9 節 職員の配備体制		
略	略		
第 1 から第 4 略	第 1 から第 4 略		
第 5 感染症対策	第 5 感染症対策		
町は、災害対応に当たる職員等のマスクの着用、定期的な手洗い及び消毒等の感染症対策を徹底する。	町は、災害対応に当たる職員等の感染症対策のため、健康管理等を徹底する。	219	字句改める
第 6 から第 7 略	第 6 から第 7 略		
第 1 0 節から第 2 5 節 略	第 1 0 節から第 2 5 節 略		
第 2 章 災害応急対策	第 2 章 災害応急対策		
第 1 節から第 1 7 節 略	第 1 節から第 1 7 節 略		
第 1 8 節 愛玩動物の収容対策	第 1 8 節 家庭動物の収容対策	237	字句改める
「第 2 編 風水害等災害対策編」 「第 2 章 災害応急対策」 「第 2 2 節 愛玩動物の収容対策」を準用する。	「第 2 編 風水害等災害対策編」 「第 2 章 災害応急対策」 「第 2 2 節 家庭動物の収容対策」を準用する。	237	字句改める
第 1 9 節から第 3 0 節 略	第 1 9 節から第 3 0 節 略		
第 3 章 災害復旧・復興対策	第 3 章 災害復旧・復興対策		
第 1 節から第 7 節 略	第 1 節から第 7 節 略		
第 5 編 略	第 5 編 略		

美里町地域防災計画〔第 1 編～第 3 編〕 新旧対照表

現行	改正案	頁	備考
沿革 平成 2 0 年 3 月策定 平成 2 5 年 3 月改訂 平成 2 6 年 5 月改訂 令和 4 年 1 0 月改定 令和 6 年 3 月改訂 	沿革 平成 2 0 年 3 月策定 平成 2 5 年 3 月改訂 平成 2 6 年 5 月改訂 令和 4 年 1 0 月改訂 令和 6 年 3 月改訂 <u>令和 7 年 月改訂</u>	244	字句加える